

第六十八回国会 大蔵委員会 議 録 第三十二号

昭和四十七年五月三十日(火曜日) 午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 齋藤 邦吉君

理事 宇野 宗佑君 理事 木野 晴夫君

理事 丹羽 久章君 理事 藤井 勝志君

理事 山下 元利君 理事 広瀬 秀吉君

理事 松尾 正吉君 理事 竹本 孫一君

上村千一郎君 木村武千代君

倉成 正君 地崎宇三郎君

中川 一郎君 中島源太郎君

原田 憲君 松本 十郎君

村田敬次郎君 毛利 松平君

森 美秀君 吉田 重延君

阿部 助哉君 平林 剛君

藤田 高敏君 堀 昌雄君

山中 吾郎君 貝沼 次郎君

寒川 喜一君

出席國務大臣

大蔵 大臣 水田三喜男君

大蔵 政務次官 田中 六助君

大蔵 大臣官房日 本専売公社監理 官 福岡 威君

大蔵省主計局次 長 吉瀬 維哉君

運輸政務次官 佐藤 孝行君

運輸省鉄道監督 局長 秋富 公正君

委員外の出席者

日本専売公社総 裁 北島 武雄君

日本専売公社総 務理事 齋藤 欣一君

日本専売公社企 画開発本部副本 部長 後藤 甫君

日本専売公社營 業本部副本部長 飯田 頼之君

日本専売公社生 産本部副本部長 佐々木幸雄君
大蔵委員会調査 室長 末松 経正君

委員の異動

五月二十五日

辞任

吉田 実君

渡部 通子君

同 日

北澤 直吉君

辞任

補欠選任

北澤 直吉君

二見 伸明君

補欠選任

吉田 実君

本日の会議に付した案件

昭和三十二年度以後における国家公務員共済組 合等からの年金の改定に関する法律等の一 部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

昭和三十二年以後における公共企業体職員等 共済組合法に規定する共済組合が支給する年金 の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等 共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出 第八三三号)

○齋藤委員長 これより会議を開きます。
たばこ耕作組合法の一部を改正する法律案を議 題とし、質疑を続行いたします。貝沼次郎君。
○貝沼委員 二、三質問したいと思ひます。
まず第一点は、たばこ耕作に関する問題であり ます。先日、私はたばこ耕作しているところを ずっと回りまして、そして実際つくっている人た ちの声なり、あるいはやっている姿あるいはその

状態、それらをずっと見てきましたけれども、そ の中でどうしても納得のいかない点が幾つかあり ました。そういうところを中心にして、実は総裁 の見解あるいは考え方というものを聞いてまいり たいと思ひます。

まず第一点は、最近、実際に畑に行つてみます と、たばこをつくつておられる方がいふぶんあいて おります。どうしてあんな畑はあいているのかと聞 きますと、以前はたばこを耕作しておつたけれど も、いまはどうしてもうまくいかないのでやめた という話があちこちで出てくるわけですね。要す るに耕作をやめていく、いわば廃作現象という かが、こういうものが非常にたくさん出ておる。こ れは全国的にもかなり出ていると思ひます。その 結果として、今回の組合法の一部改正というもの が私は出てきたと思ひますけれども、こういう廃 作現象が起こつていくその原因、理由というものは 一体どこにあるとお考えなのか、この点につい ての見解をお伺ひいたします。

○北島説明員 たばこの耕作者は、耕作組合法制 定当時は約三十二万ほどございました。昨年では 十七万余、本年は大体十五万人、こういうふう に予想されております。大体法制定当時の半分でご ざいます。ただ、面積のほうで見ますと、増反の 年もございまして、減反の年もございまして、 ほぼ現在は法制定当時と同程度のものを保つ ております。したがって、一人当たりの耕作規模 というものは多くなつておるわけでございます。

もあるわけでございます。こういった農村の構造 の変革、こういったものがまず大きな原因ではな かるうか。たばこの耕作といえどもその例に漏れ ないんだ、こういうふうにご考えておるわけござ います。

○貝沼委員 大きいえばそういうところにある と私も思ひますが、それをさらに具体的に分析を して考えてみますと、やはり労働力の不足、それ から価格の問題、ことにドル・ショック以来、ドル・ショックというのは輸出業者に相当の影響を 受けたことは当然なんですけれども、しかし、実 際歩いてみますと、案外農村に相当の影響を受け ているわけですね。農村では、やはり現在のマス コミの発達等によりまして、現金収入がないと生 活ができない状態になつておるわけですね。そう いうような場合に、現金収入というものをどこか 持ちつてくるかということをお考えな場合に、やは り経済がちょっと詰まってきたら、もうすぐ響 いてくる、こういうことがはつきりとわかりま す。そういうようなところから、この価格の問題 が実は直接生活にかかってくる、こういうことが はつきりしております。

それからさらに、たばこの連作の問題、土地が たくさんあれば、これはいいんですけども、連 作がはたして一〇〇%いいものかどうかというこ とをお考えな場合に、やはり不安がある。それから さらに、耕作をしている人たちにずっと会つて話 をしたわけですが、大部分の人が大体四十 以上の人です。要するに、若い人がおられない。そし てさらに、自分たちがいま耕作していても、その あと若い人たちがやつてくれるかどうかかわらな い、こういう不安があります。こういうような問 題。それから、いま総裁がおっしゃつたように、 農政の問題全般として、一体どれだけこのたばこ 耕作というものが認められていくのかという、こ ういういろいろな不安というものが重なつて、結果 としては、ここで先行きのわからないたばこにし

がみついているよりも、むしろ近くの大企業へ行って、そして幾らかでも働いて現金を取ってきただけが現在としては生活が楽である、こういうような判断で、この廃作現象がどんどん進んでいるのではないかと私は思いますけれども、この点についての所見はいかがでしょうか。

○北島説明員 たいま御指摘ございましたように、労働力の不足、これが廃作の一番大きな原因でございます。最近年の調へによりますと、廃作者の中で、労働力不足を理由としている方が四四％程度でございます。いかに農業の出かせぎ、あるいは都市への流入ということが激しいかということがうかがわれるわけでございます。

価格の面につきましては、私どもは、たばこの耕作は、必ずしも耕作者の方に悪いものとは思っておりません。他の作物、なおほかに、いろいろ収入の多いものもございしますが、たばこの耕作は比較的安定した収益が得られるということで、これはやはり農家の方にとってはプラスの耕作ではないか、私はこう考えておるわけでございます。

なお、農村にいらつしやいまして、耕作者をごらんになると、四十歳以上の方が多し。私も実はそれを、気がついて、非常に気にしておりました。実は昨年度から、こんなことでは将来のたばこ耕作を維持発展させることがむずかしいんじゃないかと、将来のリーダーとなるべき青年耕作者の育成をやるうじやないかということ、研修を四十六年度から始めました。金額としては、たいした金額ではございませんが、非常にこれが好評をもって迎えられるまで、本年度はさらにその規模を増大させまして、将来のたばこ耕作をになっていく方々の育成につとめたい、こう考えておるわけでございます。

○貝沼委員 青年の耕作者の育成、これは私も必要だと思いますが、やはりその裏づけは、そこにたばこを耕作しながら現金収入がちゃんと入って、そして生活がきちんとできる、この裏づけがないと、おそらく教育はできても実際やる人というのはいないんじゃないか。これは現在の過疎地ですね、こういうところへ行ってみます

と、だれも若い人たちが、自分の生まれた郷里というものがいやで出ていくわけじゃないんです。いやで出ていくわけじゃないし、また出かせぎ等を見ましても、妻や子供を置いていくことが好きで出ていくわけではありません。本来ならばそこにいたいわけだけれども、現金収入がないから、これははしかたなしに出なければならぬ、こういう状態なんです。そういうようなところから、単なる青年の耕作者の育成という、それだけではなしに、やはりその裏づけとして、その人たちが安心して耕作ができていくような状態というものをつくっていくことも、私は大事ではないかと思つておる。この点はいかがでしょうか。

○北島説明員 これはもう価格の問題ももちろんそういう重要な要素でございますが、やはり値段さえ上がればいいというものではないというところは、最近の耕作組合でも考えているようでございますし、私どももそう思っております。将来の、現在の労働力不足にまず対処していくためには、省力化の栽培方法を考えなければいけませんし、できるだけ機械化あるいは協業化をはかっていかなければなりませんし、そしてまた耕作の規模拡大をはかっていかなければならない。こういうことを通じましてたばこ生産者の生産性を増大させることによつてたばこ耕作者の収益を確保していく、こういうことが必要ではなからうか、こう考えているわけでございます。なお価格の点につきましては、一定の計算の基準がありまして、昭和四十七年度作につきましては、前年度に比しまして七・七七％の引き上げということになっておるわけでございます。相当な価格の引き上げではなからうかと私どもは存じておる次第でございます。

○貝沼委員 いま耕作の規模拡大というお話がございました。この公社からいただきました資料を見ましても、この人員とそれから耕作面積の比というのを見てみますと、たとえば一人当たり何アールというふうに出るわけでありまして、これがざっと計算したところによりますと、これが年々ふえておるわけですね。そして、たとえば三十

四年が一人当たり十八アールぐらいだったのが、それが四十一年ぐらになると二十八ぐらにならなうですね。それから四十六年ぐらになると大体三十八ぐらにならなうと思つておるわけでも、こういうふうな順調にこの一人当たりの面積がふえておるといふことは、これはやはりいま総裁が申されたように、ある程度大きな耕作面積がなければほんとうはむずかしいという状態もまたあらわしているのではないかと思つておる。

そこで、それならば一体一人当たりの耕作面積というものはどれぐらいたが妥当とお考えなのか、また、公社として当面目ざしておる耕作面積というものは一人当たりどれぐらいたの面積を目標にしての計画を立てていらつしやるのか、その点についてお伺いしておきたい。

○佐々木説明員 現在、先ほど総裁が申しましたように、全体の規模拡大とあわせて生産性向上を期待しているわけでございますが、貝沼先生から御指摘の問題につきましては、現在それぞれ産地の実情もございまして、その点を勘案しまして、種類別に各耕作者の平均的な規模というものはどの程度あるべきかということを検討はしております。現状は、各種類平均いたしました約四十一アールということになっております。黄色種が五十六アールで在来ベレー種が約三十三アール、こういうことになっております。種類によりまして差はございます。私たちが、黄色種あたりにつきましては好ましい姿というの約一ヘクタール程度というぐらいたもつていきたい、こう考えております。全体の黄色種と在来種の規模が半々といふことで、当面在来種につきましても五十アールぐらいたはねらつていきたい、こういうぐらいたに考えています。

○貝沼委員 その五十アールぐらいたということ、これは耕作組合とあるいは耕作者に対して大体これぐらいたを目標にしておるんだということには意思表示されたことはあるんでしょか。

○佐々木説明員 現在、耕作地帯のそういう問題につきましても、いろいろ問題を討議しながら具体的にこれからのその辺の問題について耕作団体ともよく協議したい、こういうふうに思っております。

○貝沼委員 ぜひともそういう問題は、私は耕作に対する長期的なビジョンという観点からする必要があると思つておる。先ほどいろいろとくどくど申し上げましたけれども、その根本は、私がこらら一つ一つあげて最後に言おうと思つておることは、それは公社の長期的なビジョンというものをきちんとして発表すべきである、こういうことを私は実は言いたいわけなんですけれども、その一つとして、現在の一人当たりの耕作面積のいわばビジョンというか、そういう方向というものを示されるのも、つくる人にとれば大きな安心を与えるかわからない。こういう意味から私はこれを言つておるわけでありまして。

それから、先ほどから言つておりますもう一つの問題として価格の問題でありますけれども、この生産費方式ですね、価格のきめ方の中に労賃がおりますが、この労賃が生産者米価をきめるときとそれから葉たばこの価格をきめるときとは方式が違いますけれども、この労賃の選択はどういう理由によつて違ふようになったのですか。

○佐々木説明員 葉たばこの価格を決定いたしました場合の労賃の何をとるか、非常にこれは問題もございまして。従来、公社のほうは生産費方式という価格の考え方をとつております。それによつて年々の価格をきめておつたわけでございますけれども、その労賃のとり方にいろいろ問題がはなして、問題がはなしたというの、主としていたしまして米価算定の場合の労賃が都市労賃をとつておるといふこと、当時から葉たばこの場合には農村の日雇賃金をとつておる、こういう格差がございまして。たばこの場合にも米のような労賃をとるべきではないか、こういう議論がございまして。そこで、公社といたしましては、総裁の諮問機関といたしまして臨時葉たばこ調査会という学識経験者を主にいたしました調査会を設けていただきました。いろいろ議論いたしました。その答申が三十九年に出たわけでございます。その際、米のよう

な都市労賃をとるといふ積極的な根拠は見出し得

ないということ、そういう答申を得ましたので、従来のように農村の日雇い賃金というものを基礎にして生産費補償という方式をとっておるわけでございます。

○員沼委員 いまの答弁ですと、三十九年の答申でできていたわけですね。大体その意向がきまっています。三十九年から現在はいま四十七年、そうするとかなり年月がたっております。そうして、その間における農村の変化の状態もまた著しいものがあると思うのです。当時日雇いという基準でもって賃金がきめられていた時代から、現在はたしてどういふような形の日雇いというものがおるのかということ、実際農村に行つてながめてみますと、これは道路をつくらうとかそういうようなところにはありますけれども、大体は、たとえば岡山県のような場合は、日雇いへ行くくらいならば、もう大企業に行つて働いたほうがはるかに手つと早く、しかも率がいいわけですね。こういうような状態から考えてみますと、私は日雇い、日雇いといつても、もう日雇い賃金の時代は過ぎたのではないかと。むしろこの場合、何も生産者米価と同じにしないといふわけではありませぬけれども、専売公社独自でもあるいはけつこうですけれども、何らかの方法で、ここに考え方の訂正というか、考え直しというか、こういうものがあつてしかるべきではないかと思つておりますけれども、この点はいかががでしょうか。

○佐々木説明員 ただいまのお話でございますが、当時、臨時葉たばこ調査会その当時の環境というものは、すでにもういろいろ貿易自由化問題が提起されておつた時期でございます。そのときの要件といたしまして、この葉たばこが非常に世界的に流通性の高い作物であるといふような、そういう考え方、それから米と違ひまして全農家がつくる作物でなくて、選択的にたばこをつくる耕作者の方々といふことを対象としての葉たばこ価格である、そのほか二、三ございしますが、そういうようなことで、特別に政策的な価格を考へるといふことには疑問があるといふことになつております。そうした情勢といふものはやはり現

在でも変わつてはいないだらうと思ひます。

ただ、先生のおっしゃいますように、現在の農村の日雇い賃金といふものが、いろいろな工場に勤務されるあるいは道路工事、そういう関係に相働いておられますので、その辺の問題につきましても、農村の日雇い賃金といふものがそれらの業種にどういふように影響されるかといふようなことを調査しながら、現在ののとつておられます日雇い賃金といふものだけではないのかどうかといふような検討が必要だといふことで、公社といたしましてその辺の調査に取りかかつております。しかしまだ全体としてのデータの取りまとめ、あるいはその辺の結論が出ておりませんので、現在でも従来どおり農民の日雇い賃金を基礎とした価格算定方式をとつておる、こういうことでございます。

○員沼委員 その調査といふのは、大体いつごろに結論を出すという目安で進められておるわけでしょうか。

○佐々木説明員 この辺のことにつきましては、なかなかむずかしい問題でございますので、確定的に何年といふことは申し上げられませんが、こゝとが調査にかかりまして二年目でございます。三年くらいなところで何らかの結論が得られれば、こういうぐあいに考えております。

○員沼委員 そうすると、来年といふことになりまされども、こういうことは時々刻々と変わつていく問題でありますから、やはり長い期間かけてできあがることも大事でしょうけれども、そのときそのときの確かな判断を下していけるということもまた必要ではないかと思ひます。

そこで実は、実際耕作をしておる方々の声とかあるいは実情といふものを見ますと、ものすごい労働力が必要なんです。いまはまだ四十歳くらいだからいけいけれども、もう少したつたら、はたしてこれに耐えるかどうかといふ心配を非常にしておられます。こういうようなところから、やはりある程度屈強な若者その時期に応じて頼んでやっています。その人たちは、大企業へ行つても十分働ける人たを頼んでくるわけでありまから、決してそのときの賃金といふものは日雇い

賃金というよりなものではなく、むしろ大企業で支払うに相当するぐらいの金を出さないとまたこゝれが来ないといふことなんです。こういうようなところから私は、いつまでもいつまでも日雇いの労賃といふものを基準にしていくという考え方はもう時代おくれではないか、こゝいま申し上げておるわけですね。まあ来年を一応のめどにしておるようでありまから、その点はさらに力を入れて、的確な、そして耕作者が納得のいくような結論をひとつ出していただきたいと思ひます。

それから次の問題は、最近たばこを吸う人の中には低ニコチンのたばこが非常に好まれるようになってあります。これはもう私が言うまでもないわけでありまされども、そのために低ニコチンの品種改良といふことでたとえMCなどが開発されているわけでありまされども、これに対して将来どういふビジョンでもつてこれを推し進めていくとするのか。またこのMCは日本の北のほうから西のほうまでずつとあるわけですが、はたして全域にわたつてつくられるような品種なのかどうか。まあ現在研究中のようでありまされども、研究の結果から得られた結論でもけつこうです。それから、大体どれだけの見通しを持っておられるのか、その点をお願いいたします。

○佐々木説明員 国内の葉たばこのニコチン含量といふ問題だけをつかまえて考えてみますと、国内の葉たばこの中で、まあ種類は黄色種、在来種、パーレー種とこゝろいろいろございします。その中で黄色種は約三割程度といふニコチン含量を持ってあります。在来種、パーレー種は平均して約二割、こゝろいふようなニコチン含量でございますので、種類別には、ニコチンだけを對象にいたしますと在来種、パーレー種のほうが好ましいといふことにはなりません。ただ、全体といたしましてたばこの味を出します場合には黄色種の味もやはり必要でございます。現在国内の生産を見ますと、黄色種が約三分の二、在来、パーレーが約三分の一といふ耕作面積の分布になっております。

それで、国内の黄色種は、どういたしましたも、こゝろいふような集約的な葉たばこの生産をやります関係で、日本の葉たばこの中のニコチンは高うございします。国内の葉たばこの使用価値を高め、こゝろいふ観点から公社といたしましては、先ほど先生の話から話がありましたように低ニコチンの品種のMCを育種いたしました本年から導入いたしております。本年約一萬ヘクタールの転換をいたしたわけでありまされども、この転換は来年度も引き続きやつていこう、こゝろいふぐあいに考えております。ただ、現在四万ヘクタールあります黄色種を全部MGといふわけにもまいりません。やはり、黄色種の中にもある程度喫味のあるものといふ種類もほしゅうございします。現在、こゝろ約半分ぐらゐはMCを入れて、半分ぐらゐはほかの品種にしてはどうか、こゝろいふ感じを持ってあります。

ただ、現在つくつておりますMG以外の産地の品種につきましても、現在の品種でいいのかわかいらしいと問題がございします。収量の問題、品質の問題、その辺を考えあわせまして、でざるだけ現在の種類にかわるような生産性の高い品種といふものを見出し、こゝろいふような努力を積極的にやつていかなければならないといふことで、こゝろいふ仕事を進めております。

○員沼委員 それから、報道によりますと、東南アジア事務所開設とか外資提携の問題、クロスライセンスの問題など、いろいろいわれられておりますけれども、こゝろいふようなところから耕作者の声を聞いてみました。その声は、どうもわれわれ耕作者は将来だんだん圧迫されていくんじゃないか、むしろ外国からの輸入の葉たばこがだんだんふえてくるんじゃないか、こゝろいふような不安を持っておりました。したがって、こゝろいふようなことはないと説明されるけれども、じゃ、ないといふ確証があるかといふこと、こゝろいふような輸入の葉たばこによって絶対に圧迫はされないといふ何らかの確証、つまりこれから日本の葉たばこの自給率は何ぼにする、必ずそれだけは確保してい

くというふうな一つの長期的なビジョン、こういうものを専売公社で示してくれなければわれわれは安心して耕作は続けられない、こういうふうな意見がありました。これについて、その長期的ビジョンを示すお考えはありますか。

○北島説明員 現在、東南アジアにはすでにパンコクに事務所を置きましてたばこの買入れをやっておりますが、東南アジア方面の葉たばこは非常にニコチンが少ないわけでありまして、将来の傾向を考えると、どうしても上がってきたたばこのニコチン、タールは少ないものでなければならぬ、こういう命題は私は絶対的なものだと考えております。しかし、それにはやはり国内産業をできるだけ有効に活用するということをまず考えなければいけないのではないかと、先ほど来御説明申し上げましたように、一番使いくいと考えられております第二黄色種の大部分を、ニコチンがこれよりもはるかに少ないMGCに転換するという方策をいま実施中でござい

ます。なお、その他栽培方法、収穫あるいは製造等の方面にしまして、できるだけ国内産業をいいもの、今後の嗜好に合ったものにしなればならぬと思っております。しかしそれにいたしましても、何と申しましたも耕作面積は今後ふえていくであろうかとなると、これはやはり他の農業と同じようにそういうふうには申せない、こう私は思うのであります。

一方、たばこの需要はどうか、こうなりますと、これはまあ見方もいろいろございしますが、ただいままでのところ私どもは、この数年間とはもかく年間百億本程度の増加はあろうかというふうに考えております。考えてみますと、国内の葉たばこをできるだけ有効に利用いたしまして、なおかつニコチンの少ない葉たばこを輸入する必要が増大する、こういうことが見込まれておるわけでありまして、こういうことが見込まれておるわけにもう一方、将来に備えるためにそういう業務を置く必要がある、こう考えておるわけ

な、いわゆるクロスライセンスの問題につき

ましては、これはまたたいぶ誤解もあるようございします。クロスライセンスは相互に商標権、それからノーハウ等を交換し合せて、そうしてお互いに当該国において相手国のたばこを生産して売る、こういうった仕組みでございします。実は各国で行なわれておるのは一方的なライセンス導入契約でございまして、相手方に対して反対に同じようなことをやってくれ、こういうった契約でございせん。専売公社といたしましてはそれではならぬというところで、ライセンス契約を結ぶ場合には必ず相手方も専売公社の銘柄をつくってもらうということを考えておるわけでありまして、

これによってどういうメリットがあるかという問題でございしますが、何と申しましたも喫煙と健康問題あるいは嗜好の傾向から申しまして、毎々申しますように、低ニコ、低タールの製品のほうへと世界の嗜好が移っていることは事実でございします。実は私どもの専売公社も、昔からのブリティッシュブレンドというものにつきましては決して負けているとは思いません。専売公社もそれだけの技術があると思っておりますが、ニコチンが少なくて緩和な、しかも味のいいものにするという特殊加工の技術は、残念ながらまだおくれしておるわけでありまして、こういうった技術を導入することによりまして緩和なたばこをつくる、そしてまた国内の葉たばこも製造にあたって使いたいものにする。こういう技術も導入できるわけでありまして、まあその方面において第一のメリットがあるわけございします。それからまた、現在製造たばこの輸入というのは非常にきびしく制限しております。これは貿易の自由化等の問題からやはり問題とされるわけでありまして、あまりきびしく現在のような制限を続けていくという事は、私はそれはやはりよくないんじゃないか、そういうことをいつまでもやるという事はよくない。その場合に、製品をそのままストレートで輸入しましたらどういうことになるかといひますと、その製品は、外国産の葉たばこのものであります。そして外国の労働により外国の資金によってつくられたたばこがそのまま日本に導入されてくるわけであ

ります。これはいわゆるライセンス導入契約によりまして、国内産業も相当使ひ、そして専売公社の工場により専売公社の職員によってつくられるものでありますから、ストレートに製造たばこが輸入されるといふことよりはプラスになる、こう考えております。それからまた、いわゆるクロス契約、これは専売公社がやる場合には相手方も専売公社の銘柄をつくる、こういう約束でありますので、国内産業は、これは最低でございしますが、五割は必ず使う、いうようなふうな契約になります。それからさらに、製品になりますと、私は直ちに大きな増加というものは期待できませんし、期待してはおりませんけれども、現在のよう

に、専売公社がほとんど国内でばかり仕事をして

おって、そして一兆円の売り上げがある専売公社が輸出製造たばこについてわずか十億円、これは私にはちょっと情けない感じがします。さらに、やはり外国に目を向けなければならぬ、そういう場合の一つの足がかりができるということは事実でございします。そういうたばこを考えたときに、できるだけこのクロスライセンスは早くまとめた、こう考えております。

○貝沼委員 よく聞かえなかつたのですけれども、自給率はどのくらいになりますか。

○北島説明員 現在、専売公社でつくっておりますたばこの原料の葉たばこですが、八割が国内産葉、約二割弱が外国産葉というふうな情勢で、まず、先ほど申しましたような情勢で、低ニコ、低タールの葉たばこは国内産業に改良を加えてもまずまず必要になります。しかも製造数量がふえるということを想定いたしますと、外国産葉はある程度ふえざるを得ない。おそらく昭和五十一年ごろのたばこの想定では、全体の葉たばこの使用量について三〇%、これが外国産葉ということになるのではなからうか、こう考えております。

○貝沼委員 そうしますと、昭和五十一年ごろの見通しとして、大体日本のものが七〇%、こういうふうな理解してよろしいわけですね。いまより少し減るといふことになるわけですか。それ

は量についてはどういうふうなぐあいになるのでしょうか。

○佐々木説明員 数字の問題でございしますので、これはまた見通しでございしますので、若干あれと思ひますが、数量で五十一年約六千九百万キロ程度の輸入葉になるのではないかと、これは全体の約三割という感じでございます。

○貝沼委員 いまより減りますか、ふえますか。

○佐々木説明員 外国産のほうふえます。国内葉ですか。——国内葉の使用でございしますが、現在、四十六年が一億五千九百万キロでございまして、五十一年は一億四千八百万キロでございします。ちよつと減る数字にはなつておりますけれども、まあほとんど差がないというふうな感じになります。

○貝沼委員 そうしますと、やはりこれはあまり減つてはならないわけでありまして、いまのようになぐあいで減つていきますと、これはちよつと五十一年の目標というのにはむずかしいのじゃないかという気がするのであれば、それに対する手当てというか、そう耕作者が減つていかないうちにこれは手を打つ必要があるのじゃないかと私は思ひます。これは何かお考えですか。

○佐々木説明員 現在の在庫状況と現在の耕作状況をからませて考えてみますと、現在、各種類とも全体として相当な在庫を持っておりまして、これを使いながら製造していく、こういうふうな状況になります。ちよつと五十一年ごろがその辺の在庫の状態が適正になるという時期でございしますので、若干それ以降については問題があるかと思ひます。したがらいまして、現在の段階で最近時点のような面積の縮小というものが起こらないように、極力生産性向上、品質の問題、そのあたりからみ合わせて産地の安定化をはかつていきたい、こういうぐあいに考えております。

○貝沼委員 そうすると、五十一年以降が実は問題になつてくる、こういうことですね。そうすると、五十一年以降についての何らかの考え方というものを、概論的なものでいいでしょうけれども、それはある程度私は国民の前に出していい

い

時期ではないのか、こう思いますが、この点いかがでしょうか、総裁。

○北島説明員 こういう数字的なものにつきましても、私は、十年計画というのは実は無理と思えます。一応五年計画というのが最も実際に合った計画ではなからうか。それを実行していく段階におきまして少しずつそのあとがわかっていくというものでございまして、いま直ちに五十二年度以降ということについては、やりましてもそれは机上の計算、こういうふうに考えておる次第であります。

○貝沼委員 その点は私は耕作者が非常に不安を感じておられますので、実は申し上げたわけでありませう。どうせつくるならば喜んでつくっていくけるようなそういう体制というものをつくっていく必要があるのではないかと、こういうわけでありませう。

それから、これは別の問題であります、巻きタバコのはうなんですけれども、現在、たばこにフィルターがついておられます。このアセテートでできておるフィルターは、たばこ専売法では一言もないようです。たとえは専売法によりまして、もちろん葉たばこは当然といたしまして、製造用巻き紙というものは若干入っておりますが、フィルターが入っていないのはどう理由によるのですか。

○齋藤説明員 お答え申し上げます。

ただいま先生から御指摘ございました巻き紙は、専売法で規制されております。それで、巻き紙につきましても、もとより規制はなかつたようございまして、昭和十九年、と申しますと戦争の終わりごろでございまして、巻き紙の需給というものがたいへんむずかしくなつてまいりました。まずこの巻き紙の需給をどうやって確保するかという、そういう需給の面というものを確保するという目的でもって巻き紙を専売法で規制したということがおまな理由でございまして、その後、いろいろ、たとえば戦中戦後を通じてやみタバコが出てまいつたというふうなことで、巻き紙がありますと、やみタバコが出てまい

ります一つの事情を助長するといったようなこと、そういうことでの取り締まりの關係もあつたかと思ひます。

現在、こういった時代になつてまいりますと、そういう意味での巻き紙を専売法で規制しておくという理由は、その当時に比ばますと、かなり薄れていくという事は事実でございまして、片や御質問のございましたフィルターのことでございまして、フィルターにつきましても需給の安定という立場から申し上げます、当初三十二年度からフィルターたばこが出ておられますが、安定的な需給になつておられます。それからまたフィルターが専売でないということから専売制度を、専売権を侵害されるというおそれもございませぬので、別々専売法の対象にしないというところでございまして、

○貝沼委員 いまの説明ですと、製造や巻き紙もあまり意味がないということですね。それでよろしいのですか。

○齋藤説明員 おっしゃるとおり専売の対象にしておる理由は非常に薄れてきておるといふことは事実でございまして。ただ、これを専売からはずすだけの実績があるかどうかという問題は、また別途考えてみなければいけないと存じますが、これをどうするかということにつきましては、年々いろいろ検討しておるところでございまして。

○貝沼委員 それからも一つ、報道によりまして、いよいよ八月ごろから有害表示があるいは注意表示かどつちかわかりませぬけれども、つけられるようです。それで四月の二十日に大蔵省で本ざまりになつたといわれておりますけれども、これはいつからどういう形式でそれは表示されますか。

〔委員長退席、丹羽(久)委員長代理着席〕
○北島説明員 多少準備もかかりますので、大体三カ月余らいかかるだろうというふうに見ております。現在進行中でございます。七月から八月にかけて、出回り始める、こういうふうに見ております。

○貝沼委員 それはどういふふうに表示されますか。

○北島説明員 「健康のため吸いすぎに注意しましょう」という表示でございまして。

○貝沼委員 そうすると、これはどうなんですか、有害表示の範囲になるんでしょうか、それともならないんでしょうか、その辺の判断を……

○北島説明員 私は広い意味ではやはり有害表示だと思ひます。初めアメリカで出ましたときには、コージョン、注意と書いてありました。この程度は日本では有害表示だと思ひます。それから今度の私どもの「健康のため吸いすぎに注意しましょう」とあれはたしかジャパンプタイムスが訳したのを見ますと、当初のアメリカと同じような書き方になつておるといふことでもございまして、私はそういう意味では有害表示だと思つておられます。

○貝沼委員 そうしますと、総裁のことばから進みますと、要するにたばこは有害であるという説を専売公社としては認めたというふうな判断してよろしいのですか。

○北島説明員 これは実は専売公社の判断ではございませぬので、大蔵大臣の御指示でございまして、ここにおります監督官から御答弁願ひたいと思ひます。

○貝沼委員 それでは大蔵省、入つておられますか。大蔵省の見解はどういふふうになつておられますか。

○福間政府委員 本件につきましては、御承知かと存じますが、喫煙と健康問題全般の問題の一環といたしまして、大蔵大臣から専売事業審議会議に諮問をいたしました、その諮問に基づきまして昨年三月に答申が出てまいつたわけでございます。専売事業審議会のほうでこの答申を出しますつきましては、事柄が非常に医学的な分野にわたる問題であるということで、医学の専門家を特別委員に任命いたしました医学的な検討をいたしております。その検討によりまして、喫煙と健康の問題につきましてもいろいろの問題があつて、決していまの段階では簡単に結論づけられる問題ではないといふことになつておられます。したがって、私

どもとしては、やはりこの医学的な研究の今後の発展がどういふふうになるか、その辺を見きわめた上でございませぬと、およそ喫煙が健康に有害であるといふことは断定できないのではないかと、いふふうな考えをおります。

○貝沼委員 でもこれは有害表示をするわけでは私はないかと思つたつて、そういう段階では私はないかと思つたつて、もうするときは以上、これはやはりただ何となくわからないような返事ではないかと思つたつて、その有害表示をする裏づけの考え方というものがあつてしかるべきだと思ひます。もし官庁が裏づけのないことをするのであれば、それはまたそれなりに問題があると思ひますけれども、有害表示という以上は、やはり有害だと認めたといふふうには私は判断するのが妥当ではないかと思つたつて、いかがですか。

○福間政府委員 先ほどの総裁のほうから、今度いたしました吸い過ぎの注意表示も、広い意味では有害表示の一種ではないかと考えているという御答弁がございました。私どもも有害表示かどうか、そういうことばの問題を議論いたしてもあまり意味がないのではないかと考えておられます。と申しますのは、アメリカ、イギリスにつきましては、今度わが国がやるうとするのと違つておられます、わが国がやるうとしておられますのは吸い過ぎについての注意表示でございまして、アメリカ、イギリスは喫煙に焦点を当てた表示をいたしておられます。しかしアメリカ、イギリスの場合におきましても、必ずしもはつきりと断言しているわけではない、いろいろのニュアンスを含めた表示といふような点もございまして、私どももいたしましては、有害表示かどうかといふことはなかなかはっきり詰められない問題ではないかと考えておられます。

ただ、いづれにいたしまして、喫煙そのものが健康に害があるかどうかにつきましては別といたしまして、吸い過ぎをすることはからだによくはないといふふうな考えられます。私どももいたしましては、その点について政府当局の注意を表示

をするというふうにした次第でございます。そういうことで御了承いただきたいと思っております。

○貝沼委員 これも長くやっもしょうがないので、一つだけ聞いておきますけれども、吸い過ぎというのは大体どれぐらいを基準にしておりますか。

○福岡政府委員 それはその人々によっていろいろ違ってくるかと思っております。私ももといたしましては、一応そういう概括的な注意表示をいたしまして、あとそれを見まして、個々の喫煙者がそれぞれ自分の健康状態とかその他いろいろなことを考えて、自分ほどのくらい吸ったらいいかというのをききめいただくのでいいのではないかと考えておきます。

○貝沼委員 この表示は、こういうふうに表示するべきであるというものは、法律で定めるのですか、政令が何かできるのでしょうか、それが一点。

それからもう一つは、外国のたばこが日本に入ってくる、この場合には、日本ではそういう表示をする法律がないからというので、いままでは何も書いてないわけですね。ところが、今度は書かれるわけですが、これは日本のそういう法律が何かによって定められた方法によって日本の表示がなされるのだと思いたすけれども、これはどういう手続がなされますか。

○福岡政府委員 今回やろうといたしております注意表示は、別に法令の根拠なしに実施できると考えております。

それから、外国から輸入されるたばこにつきましては、国内で製造販売するたばこと同じように、同種の注意表示をするという方向で検討いたしております。

○貝沼委員 私は、いままで何も書かなかったときと、それから書くときとは意味が変わってくると思うのです。向こうでは有害表示されておるものが、今度は日本に入ってきて、そういう注意表示に変わってしまうというケースと、向こうで有害表示されておるものが、日本に来ては有害と

も無害とも言わないで、何も書いてないというのでは、ずいぶん意味が違わうわけですね。そういうところから、もしこういう注意表示的なものだけにとどまると、これはむしろ日本側において向こうの有害をおい隠してしまつたような感じが出てくるのではないかと思いたすけれども、その点の心配はありませんか。

○北島説明員 こういった問題は、各国のそれぞれの主権に基づいて行なわれるものでございまして、その国が法律でもってそういうことをいたしますれば、その国に輸出する場合にはそういうことをしなければ輸出ができないというわけでありまして、また、そういう表示を義務づけてない国に対しては、そういうことをする必要はないというわけでありまして、それぞれ輸出先の国の事情によって違わうわけですが、専売公社の今度の場合は、大蔵大臣の指示ということになりまので、この点多少法律でございせんけれども、違わうと思いたす。専売公社は、御存じのように、公共企業体という、たばこに関する唯一の独占体でございまして、これが国家の専売権をお預りいたしているわけでございます。大蔵大臣の指示になりますので、やはり外国のたばこにつきましてもそういう表示をしてもらう、こういって方針やるのが正しい、こう考えまして、ただいま監理官が御説明があつたような処置を講じてつあるわけでございます。

○貝沼委員 私は、こういうたばこそのものの動向によって、つくる人たちがいろいろと思惑があるわけでありまして、その二、三をいま問いたしたわけでございますけれども、何と申しても、いま耕作者から見ますと、専売公社として耕作に対する長期的なビジョンというものをはっきりと出してもらわないことには、われわれはとも安心して耕作ができない、こういう声非常に多いわけでございますので、その点についてさらに留意されまして、今後仕事のほうをしっかりと進めていっていただきたい、こう思うわけでございます。

以上で終わります。
〔丹羽(久)委員長代理退席、委員長着席〕

○齋藤委員長 山中吾郎君。

○山中(吾)委員 私、この法案の直接的な改正の内容は非常に単純なもので、一通り検討してみましたが、その改正そのものについては、その深刻に論議するほどでもない。ただし、耕作組合の法構成が構造的に二重構造というか、そういう構成を持つておるために、たばこ耕作組合全体から見ますと、この修正の中に、この法案が成立して運営する段階になると、耕作農民をさらに拘束をして、民主的なものをなくしていく危険がある。と見てとつておるわけなんです。そういう立場で質問をしたいと思います。同時に、このたばこ耕作組合をささえておる専売公社法の精神と、そしてたばこ耕作組合と今度の改正全体を見ますと、根本的に検討すべきものがあるのではないかと、そういう結論に達した。

そこで、まず総裁にお聞きしたのですが、たばこ耕作組合法の目的は何でしょうか。
○北島説明員 ちょっとたまたま法律を持ち合わせておりませんが、結局におきまして、たばこの生産を増進し、耕作者の経済的地位の向上をはかり、あわせてたばこ専売事業の健全な発達に資するというのが法第一条に書いてございます。

○山中(吾)委員 これはいまたばこ耕作組合法の第一条の大体の文章に沿うて言われたと思うのですが、「たばこの耕作者の経済的地位の向上」とあわせて「専売事業の健全な発達に資すること」と、この二つの目的が、どちらが主なんですか。そうしてこの農民の経済的地位の向上という目的と相反する目的が含まれておる。一方を強調すれば一方は消極的になる。この第一の目的からいって、たばこ耕作組合は二重構造的なものであると私は考えたのです。

そこで、総裁は、この第一条の二つの目的があるのだが、どういふふうな解釈されてどういふふうな運営されてきたのか、総裁の識見を聞きたいと思いたす。

○北島説明員 私は、この二つの目的は必ずしも相反するものではない、こういうふうな考え方をいたします。たとえば、いわゆる酒税法でも、酒税の保全をはかるというふうな国家目的に対する協力のことも含んでおるわけでありまして、もちろんそれは地位の向上ということも入るわけでございます。両方あわせて進めていかなければならぬということではない。ことにたばこは専売制度であるという点にやはりいろいろ法律の規定があるのではないかと、こういうふうな考え方をしておるわけでございます。

○山中(吾)委員 それは観念的に総裁が考えられておるのではないかと。この法律の第八条に、組合の事業がここに列挙されておる。そして一七号から七号まではたばこ耕作組合の生産協同組合的なものになっている。そのあと八、九、十は専売事業に協力する項目のようでありまして、それを見ますと、八が「葉たばこの生産及び収納に関する日本専売公社の事務についての協力」事務協力が一つある。これはよけいなことではないかと私は思うのだが、まず事務協力があつたら九に「葉たばこの生産及び収納に関する専売公社の発する指示等の伝達」がある。たばこ耕作者の経済的地位の向上を目的とした組合が指示の伝達をすることが事業に義務づけられておる。そして十に「たばこ専売法の違反の自発的予防」そういうこと、この三つがどうも第一条の専売事業の健全な発達に資する中身と照合するものだと思いたす。大体農業協同組合にしても、漁業協同組合にしても、その農民、漁民の経済的、社会的地位を向上する目的を持っておる組合が、強大なる監督権を持つておる相手方の、専売局の事業に指示等の伝達まで含んだ協力を事業とされておる。その経済的、社会的地位の向上ができるのかどうか。私はできないと見るのですが、その辺運営されて矛盾を感じないですか。

○北島説明員 法律の規定から申しますと、これは結局、私は、たばこというものは専売であるというところからくるのだと思いたす。葉たばこを生

産する場合には専売公社の許可が要りますし、面
積も許可が必要でございます。その反面、耕作さ
れた葉たばこは全部専売公社が収納する、こう
いった関係にあるわけでありまして、たばこの生
産に始まりまして収納の終わりに至るまで、専売
公社とやはり密接な関係があるわけでございます。
これがやはり法の基本かと思つております。たばこ
専売法第二十五条には、「公社は、たばこ耕作組
合法第二条に規定するたばこ耕作組合に対し、葉
たばこの生産に必要の指示をすることができ
る。」「公社は、前項の規定により指示を受けたた
ばこ耕作組合に対し、当該年度の子算の範囲内
で、その指示された事項の実施に要する費用の全
部又は一部に相当する金額を交付することができ
る。」「こういふ規定がございまして、こういう
ものを受けまして、耕作組合法でそういう規定
ができたのではなからうかと考へるのです。ただ
し、私どもは結局耕作者と専売公社というのはた
ばこ事業を共同でなつておるわけでございます。
考へをあくまでも持つておるわけでございます。
権力的なそういう関係であつてはいけません。お
互いにはたばこ専売事業というものをなつていく
のだ、こういう考へ方で運営する気持ちでおるわ
けでございます。

○山中(吉)委員 いま総裁が言われた専売法で
すね、専売法の規定はそれでいいと思つて、
指示する権限とか。しかし、農民の経済的、社会
的地位向上を目的とした組合が、みずから協力義
務を規定するということはよけいなことだ。それ
はたくさんありますよ、指示することは。指示を
妨害すれば公務執行妨害になるかそれは知らない
が、一体経済的、社会的地位を向上する組合法自
身に——もしその専売局に権力的な権利の乱用が
あるときには、経済的、社会的地位を守るために
われわれはそれは承服できないという立場を越え
てしまつておるのじゃないですか。そういう矛盾
した二重構造を私は感じたのです。それを総裁が
感じないとするは、あなたは専売局の立場だけ
で、農民の経済的、社会的地位を向上する組合法
に対する理解が非常に不十分ではないかと私は思

うのです。そういう総裁のもとにこういう修正が
行なわれるというところに非常に危険を私は感ず
る。そのところが明確にならないと、この法案
は非常に単純なようで単純でないという結論に私
は達したわけなんです。
大蔵省監理官の御意見を聞きたいと思つてです
が、いまの総裁の考へとあなたのためには耕作組
法に対する考へ方は同じなのかどうか、ちよつと
お聞きしておきたい。
○福岡政府委員 事柄のとらえ方といたしまして
は、ただいま専売公社の総裁のほうから御答弁し
たようなことでよろしいかと考へております。た
だ総裁のほうからも御説明ありましたように、要
は運用におきまして先生御心配のような問題が起
きないようによく気をつけていくということであ
らうかと考へております。

○山中(吉)委員 監理官が言うように、その運営
のしかたというのだから、その運営する精神が総
裁のような考へ方ならば、これは権力者として耕
作組合を支配をして一向に差しつかえない、一向
に矛盾を感じない、経済的、社会的地位の向上の
目的を空疎化することにその矛盾を感じないもの
が入つておるから私は言うのです。
それはなぜかと言つて、たばこ耕作組合法自
身の第七章に「監督」というのがおるのです。そ
うした第八章に「罰則」がある。経済的、社会的
地位を向上する目的を持った組合法自身の中に、
公社から監督される自分らの立場を自分らの法律
で嚴重に規定をし、おまけに罰則まで書いてあ
る。公社のいうことにそむいたらどうだこうだと
組合法の中にある。どうも私は二重構造を痛感し
てしかたがないのですが、いかがですか。

○北島説明員 これは私も、あくまでも権力
関係であつてはならぬといふふうに考へておりま
す。実際の運営にあたりまして、法律は確かにた
だいま申しましたように、専売制度のもとにござ
いますから、専売公社の許可が必要であるし、ま
た専売公社が一切めんどろを見るところにござ
なつておる。したがつて「監督」といふような章
もあるわけでございます。しかし、これは権力関

係であつてはならない。お互いにたばこ事業を
なつていくという立場から、いかにして専売事業
の発展に資することができようかといふよう
なことを真剣になつて考へなければいかぬ、こう
いふつもりでございまして、権力的な行動について
私どもは厳に慎むようにいたしておるつもりで
ございまして。ただし、たばこ専売法自体が明治三十
七年からの古い法律でございますので、戦後にお
いてもそういうたばこ専売局から専売公社になりまし
たが、いまのような監督規定があるわけでありま
すけれども、しかし、これは専売制度のもとにお
いてはそういう規定はやむを得ないものではな
いか、私はこう思つておるのです。運営といつ
ましては、そのような権力関係であつては絶対な
らぬ、いやしくも権力を振りかざして専売公社を
お上である、耕作者はこれに従うのだ、こういう
たつもりではたばこ専売事業の運営といふものは
うまくいくものでない、私はこういうことを痛切
に感じておるのでございまして。運営においては、
私はそのようにいたしておるつもりでございます。

○山中(吉)委員 いま私は法律論をやつておる。
たばこ耕作組合法という法律の第七章の「監督」
といふところに「公社は」という主語で、いろい
ろ必要な書類の提出命令をすることができると
か、たばこ耕作組合法みずから、農民の組合を
法律の中で監督されることを認めておるとか、非
常に嚴重なものです。そして罰則も認めておるの
です。私はこういうことをいたしましたら、どん
な監督を受けてもやむを得ない、処罰されてもや
むを得ないと思つて、こういう耕作組合法が一体
あるのか。だからどうもこの構成が古過ぎて——
まあ伝統のあることはわかるのです。この専売法
ができたあと新しい憲法ができて、民主的な体制
といふものが国家体制の中にできてきたのだか
ら、その憲法に基づいて法構成も再検討すべき段
階を必要としたのです。それを少しも反省しな
いで、このまま、自己矛盾を考へないで総裁がお
るというの、かめの中に長くおるからかめが
がきつとあなたにはわからないのだ。まことに遺

憾に私は思つるので、根本的に、たばこ耕作組合法
を国会に対して、もつと筋の通つた、たばこ耕作
者の経済的、社会的地位向上を主眼としたいわけ
る近代的な組合法として再検討して、われわれに
間う意思があるかどうか、これは非常に大事なこ
となんです。このままでけつこうだといふのな
ら、私はこの法案に対する評価は非常に違つたも
のになる。そういう矛盾を感じなければ、私はた
ばこ耕作者の立場から考へて、どうも疑問が多い
ので、もう一度お聞きしておきたい。

○北島説明員 いろいろ御意見もあることござ
いまして、ただいまの御高見は十分拝承いたして
おきたいと思つております。

○福岡政府委員 ただいま総裁からお答えいたし
たとおりでございます。

○山中(吉)委員 ただし、国会のわれわれ自身も
実は考へなければならぬと思つておる。昭和三十三
年の議員立法である。昭和三十三年の議員
立法で、おそらく各党が一致してつくつた法案だ
と思つておる。そこで、私も国会に議席を有する
一員としてこの法案を見たときに、あまり名譽に
感じていないのです。そこで議員立法だから議員
の発議によつてすべきであるといふのなら、私は
委員長に御検討願わなければならぬ問題がある。
しかし一番最初に議員立法であつても、できたな
らもちろん国の法律なので、長い間運営をされて
あるいは監督の立場にあつて、大蔵省もそれから
総裁もやはり憲法の原則に戻つて、すつきりとし
た法構成にすべきであるといふのなら、政府提
案をされてしかるべきものではないかと思つて
す。あなた方がいふ議員立法ですから議員立法で
検討願ひたいといふのなら、私は委員長に将来の
問題として要望しなければならぬと思つて。監理官
からこの点御意見を聞きたい。

○福岡政府委員 私どもは、発足が議員立法であ
りましたからと申して、ずっと議員立法の線とい
かなければならぬといふふうには考へておりま
せん……

○山中(吉)委員 いやいや、その次の……

○福岡政府委員 もし将来先生御提案のような趣

旨に沿った改正をするすれば、それは私どものほうから御提案すればよろしいかというふうに考えております。そういう場合に、あくまで議員立法でやっていただかなければならないというふうには考えておりません。

○山中(吾)委員 もう一度申し上げて、今度は政務次官に御意見を聞いておかなければいかぬと思っておりますが、たばこ耕作組合法の設置認可の主体は専売公社なんですね。強大なる監督権が専売法に規定されておる。そうしてそれを受けるたばこ耕作組合法には、みずから公社の立場を最大限に認められたり、あるいは罰則の規定がある。これが第一条の明文にあるたばこ耕作農民の社会的、経済的地位の向上を目的とするというのを完全に空洞化させておる。たとえば農業協同組合の場合には設置その他は知事とかいうふうな立場で認可になり、そして価格の決定その他については違つた官庁に対して運動ができるし、また協同組合法自身にはみずからを拘束するような規定は大體ない。しかし一方の法律で、専売法で報告を求めるといふ権利とかいふ権利というものは、これは専売法のたてまえとしてあつていい、そうしてたばこ組合がそのとおりにならぬときには専売法に基づいて法律が発動するということはわかる。しかし受ける組合法自身のみならずから法律で拘束するといふのは、私はどうしても再検討すべきものがあると思つておる。だから、いま大蔵省の監理官が、最初は議員立法であつても、長い間運営をして、その結果欠陥があれば政府提案をなしてもいいと言われたが、その運営というかやり方についての意見は、監理官ではちよつと荷が重いのでは、これは答えていないから、この辺政務次官に、これはもとと議員立法でもあるので、その点について将来のために率直な意見をお聞きしておきたい。

○田中(六)政府委員 この問題は、専売という大きなワケがあるためにいろいろ諸矛盾を感じられるところがある。もう一つは、法案そのものに旧憲法下にあつた精神が非常に流れておるといふ二つの前提があるので、矛盾を感ずると思つ

のです。したがつて、この二つの、専売というのと旧法のそういう意識が、権利義務関係で、保護というものと責任というものからいろいろ矛盾を感ずるのじゃないかと思つておる。しかし法律が厳然としてある限り、やはり法を守るといふ精神で、独法式ではなくて英米法式で、運用ということに重点を置いてやっていかなければならぬと思つておる。しかしこの諸矛盾が、相矛盾がある限り、これは国会で改正をすべきでありまして、私どもは国会がそういうふうな強き要望するならばそのとおりに従わなければならないという考へておきます。

○山中(吾)委員 次官のほうはやはり国会のほうでどう御意見を言われるのですか。
○田中(六)政府委員 つまり国会が法律を結局きめる問題でございますので、そういうふうにしていただければ、その提案の方式はいずれでもかまわぬと私は思つておる。

○山中(吾)委員 まあ大體私の言わんとすることを理解されたようでありますので、さらにもう少し明確にするために論旨を進めていきたいと思つておる。

○福間政府委員 たばこ専売事業の目的は、財政収入を安定的に確保することにあると思つておる。

○山中(吾)委員 専売法にはどこにも目的がないのですね、見ましたら一条にもない。これは珍しい。こういう法律に目的を明記しない法律もちよつと珍らしい。旧憲法で、国家権力は何をやつてもいいといふことで、目的も規定しないのであると思つておる。どこかにありますか。どう見ても目的の明示がない。

○福間政府委員 確かにどこにも書いてございせん。
○山中(吾)委員 そうすると、いま監理官は大蔵省感覚で、これは財源確保が目的の事業だ、あなたの行政的感覚で言われた。法律はないですね。これは法律に明示すべきであると思つたのだが、いかがですか。こういう大きな国民の権利に関係し

て、大體七割、八割は税金に相当するものになつて、生産原価からいったならば三〇%ぐらいしかない、こういう国家独占事業に目的を明示しないという法律もおかしいのじゃないですか、どうでしょう。

○福間政府委員 長い間この法律と先ほど申し上げたような解釈でやってきておるので、私どもはいまさらそれをうたうこともなからうかと考へておる。

○山中(吾)委員 旧憲法のときには、君主主権のもとにどんなものをつくつてもいいといふときにつくつた法律だから、目的を明示しなくても国会が通つたと思つておる。しかし、主権在民の憲法のもとに、人権という規定が第三章にずらつと書いてある。この新しい憲法のもとに運営される法律は、憲法が制定されたときに、この憲法の趣旨に相反する法令は廃止をするといふ憲法自身の規定があるから、この憲法の精神によつて専売法は再検討して、せめて目的を明確にするくらいのことには当然だと思つておる。監理官の答弁を求めると、これも少し無理かとも思つておる。政務次官、いかがでしょう。

○田中(六)政府委員 私は、山中委員と同様に、やはり終局は大きくこれは変えなければいかぬのじゃないかという気持ちをいたしておる。

○山中(吾)委員 そこで、法律にないので、今度監督しておる、あるいは運営しておる監理官と総裁にお聞きしたいのですが、たばこの専売事業の目的は法律にないので、一つはたしか国家財源を確保するといふことがあるけれども、たばここといふのは決して有益な嗜好物ではないので、そのみ過ぎると健康に害がある。最近ガンの問題も出ておる。したがつて、一般の自由営業として民間の自由競争にまかせれば、人の健康がどうあるうかがなからうがニコチンがどれだけあるうが、どんなまじりけのものがあるうが、最大利潤を追求する企業の合理主義、企業のエゴイズムで、どういふ悪いたばこを出すかわからぬから、やはり国民の健康も保つという意味も含んで、財源と国民健康保持の二つがあつて初めてこの憲法の精神

からいつて、たばこ事業というものを、営業の自由、職業の自由の例外として、国の独占事業にしたと私は考へざるを得ない。監理官は、財源だけと言つたが、どうもその辺は常識的でない、非常識である。監理官、それから総裁の見解を聞きたい。

○福間政府委員 私どもは、先ほど申し上げましたように、たばこ専売事業は財政収入を安定的に確保するといふことを目的としておると思つておる。御指摘のように、最近健康問題という側面を、もう少し考へる必要があるといふようなことになつてきておるので、専売事業の運営にあたりましては、そういう側面にも十分考慮を払いながらやっていく必要があるといふふうには考へておる。

○北島説明員 私ども、たばこを専売にしている理由は、もともと財政専売だ、こういうふうには考へておる。専売制度には財政専売、公益専売の二つの種類があるといふ学説になつておると思つておる。一応はとにかく財政専売、財政収入を確保するためにできたものである、そう考へておる。

しかし、この公社の仕事の運営にあたりましては、私はそれだけであつてはならない、こう考へておる。いやしくも世間の批判にたえるような運営をしていかなければならぬ、これは私の常々考へておることでありまして、いたすらに利潤追求というものを目的にしておる、そういう御批判を受けることはかえつて私どものマイナスでございます。

それから、ことに最近のように喫煙と健康問題の非常にむずかしいときにおきましては、私どもにおきましてこの方面に一そうの注意を払いたい、こう考へておるわけでございます。私どもも現在しておることはいろいろ御批判はございませうけれども、とにかく第一には、何となく健康を心配なさつていらつしやる愛煙家が多い。それにはやはりニコチンの少ない、タールの少ない製品をできるだけ出していくのが義務である、こういうふうには考へておる。目

からいつて、たばこ事業というものを、営業の自由、職業の自由の例外として、国の独占事業にしたと私は考へざるを得ない。監理官は、財源だけと言つたが、どうもその辺は常識的でない、非常識である。監理官、それから総裁の見解を聞きたい。

下低ニコチン、低タール製品の開発につとめているところでございますが、また喫煙と健康問題についての医学的、心理的な研究等についても、もっと徹底させていかなければならぬと考えております。私、就任以来、委託研究費は昭和四十五年度三千万円でございます。四十六年度には五千万円に増額いたしました。さらに四十七年度は六千万円に増額いたしております。極力こういつた方面の真相を究明したい、こういふふうな思っております。あるいはまた広告宣伝等についても、ただいま言ったような趣旨に沿っていただきなればならぬ、こう考えておりました。単に財政収入の目的さえ達すればいいというふうな運営は専売公社としては決してとるべきでない、こういふふうな考えております。

○山中(吾)委員 どうもお二人の基本的な考え方が、いまの憲法感覚からずれておるのじゃないか。私の質問は、現在の憲法を原点として法案を批判をする、そして法案をいものに持っていくというところを根本に考えて終始一貫質問をするつもりであり、質問しているわけですからお聞きしたいのですが、現在の憲法の二十二条に入権として職業の自由が保障されておる。したがって営業の自由ということが問題になり、それを制限することが絶えず世論の批判を受け、装判の問題にもなってきたわけですね。だから許可営業であるとかというふうなことにしても、憲法自身の公共の福祉によつてのみ制限できるという憲法十三条に照らして論議がされてきておる。いわんや、民間の営業は絶対に禁止する、独占事業としてたばこ事業をやるといふならば、少なくとも憲法の営業の自由、職業の自由を制限する重大なる根拠として、憲法十三条の公共の福祉によつて、これは独占事業にすぎないという明確なる識見がなければ、大蔵省の監理官も総裁もその論理を持ってなければ、必ず運営というものについては旧憲法的な感覚で、昔どおりの権力的立場において耕作者に臨む、専売事業の運営をはかるということになるでしょう。財源等々ということからは制限できるはずはないじゃないですか、憲法からいって、財源からいって。監理官は、財源確保のためにこの事業を行なう、それを財源確保ということによつて営業の自由、憲法二十二条の自由を制限し、制限しなす、独占事業だからこれは禁止だ。そういうことが憲法の論理でできるかどうか。だから私は、国民の健康を保持する酒、たばこその他については適度の自製をし、いわゆる企業最大の利潤を追求する経済合理主義の原理を克服した、何か国家的な公共の福祉を制限する哲学がなければならぬと思う。あなたの論理は、それはないじゃないですか。憲法で、財源確保だけはこのたばこ事業というものの営業の自由を国家独占に持つていくことができるかどうか、もう一度お聞きしたい。

○福間政府委員 私も憲法問題につきまして、ふだん必ずしも十分に勉強しておりません。なお先生のような御意見、勉強させていただきます。と思つております。

○山中(吾)委員 あなたも法律を勉強したのでしょ。まだ年は幾つか知らないけれども、現行憲法で大学を出たんじゃないですか。やはりそういう行政、法執行を担当する者は、全部憲法感覚のもとにおいて運営をされなければならぬし、ことに専売法のように古い時代からずっと伝わってきた、そして新しい憲法で運営をされるようにされなければならぬ。そういうものについては、やはりもう少し明確に考え直す良心があるべきじゃないか。次官、いかがですか。

○田中(六)政府委員 おっしゃるとおりで、新憲法をかかみとしてこの法案を運用、運営することは一番大切だと思つてます。この法案がある限りはそういう精神で運用、運営して、先ほどから申しますように、できるだけ早い機会に、いろいろなことばの上でもあるいは条文の上でも、いろいろな矛盾がありますので、何らかの形で国会で改正なり時代に合ったことをすることが誤りのないような気がいたします。

○山中(吾)委員 政務次官の前の見解が述べられたのでそれを期待をして、それが前提でない、この一部改正の中身の質が完全に変わつてく

るものだから、私にとつては非常に大事な問題であるので、明快にお聞きしなければならぬので質問をしたわけですね。

○福間政府委員 同時に、そういう企業の合理主義だけで運営されておるならば、大体役人が経営しておるなんて非能率である、民間に任せたいという論も出ると思うのですよ、経営合理主義だけならば、そうでなくて、国家事業としてやらなければならぬ、国民の健康保持、国民の衛生その他の点において、一般の利潤追求だけの営利事業であつてはならないのだ。別な専売事業の哲学があるがゆえにこれは民間に移すべきでないという論も成り立つのだ。何か数年前に専売事業の民営化論があつた。あなたのように単に財源を多く確保するために、営利の合理主義に基づいてうんと働かしてうんと収益をとればいいというならば、民間にやらしたほうがいいじゃないかという論が逆に出ると思うのです。私はそうでなくて、公共の福祉という立場において、こういうあまり有益でない嗜好物を民営でやらすというところは、あくどいわゆる営利主義になり産業公害を生むのだ、だから国がこれを保持するのだという論理があつて初めて民営化に反対する論理がある。それはまた憲法に基づいていえるのだと思う。もし総裁のような考えならば、民営化に対して積極的に説得力ある論理が出てこないじゃないですか。どうですか、総裁。

○北島説明員 私は決して権力関係を基調にして考へてはいかぬというところは、先ほどから申し上げたところでございまして。ただ専売公社法、これは戦後にできた法律でございまして、それは「日本専売公社法」、たばこ専売法に基き現在の国の専売事業の健全に於いて能率的な実施に当ることを目的とする。こういうことを書いてございまして、この趣旨に沿わなければならぬことはもちろんでございますが、それとともに、先ほどから申しましたようにやはり世間の方々からいろいろ御批判にたえるような仕事をしたいかなければならぬ、こう考えておりました。いたすに利潤追求だけを目標とするような御批判を受けることは

私どもは償まなければならぬ、こう考えておる次第でございます。

○山中(吾)委員 総裁の運営の精神をそのままお聞きしておきます。そういう方向で、やはり憲法感覚のもとにさらに運営等改善されることを要望いたしたいと思つてます。

次に具体的な修正の問題に入つていきたいと思います。その前に、いままでこういう論理をなされたかというところについて、一、二申し上げてみたいのです。

私は岩手県なんです。たばこ耕作農民が非常に多い。その岩手においては過去の実績を見ますと、専売局においては法定事項以外のことで耕作農民あるいは組合に押しつけてきた事項がたまたまある。たとえば肥料購入とか資材の購入については、専売局が指定した商社から買わなければならぬ。そこから買わなければならぬ。おまへたちの何は認めないぞと云つて、過去においては専売局の役人が、農民が自由に安いいところから肥料を買いたいと言つても拘束するような歴史的なことがたくさんあるのである。それがいま言つたような皆さんの思想の中に流れてくる。行政指導に、あるいは末端の役人のそういう権力的な職務のしかたにあらわれておる。これは事実なんです。岩手の場合においては、東磐井郡地方においては、現実にそういうふうなことはないのですか。

○佐々木説明員 先生のおっしゃる通りに、過去非常にその産地のたばこの成績をあげたいというふうなことから、相当規制をしたという行き過ぎがそういう点であつたことは事実でございまして。現在そういうことを反省いたしまして、資材の購入につきましては、公社は特定のものを指示するということとは全然やっております。

○山中(吾)委員 聞いておきます。さらにまた、検査員が収納たばこの等級をきめるときに一ぱい飲まずことを強要した例がたまたまある。現実にないのですか。それを聞いておきます。

○佐々木説明員 耕作団体との間に酒食をとともにするといふような機会がいろいろあるわけでございますが、そういうことも過度に流れてはいけな

ということでも現在慎むようにしております。ただ、そういう場合も、特にたばこの買上げのときあたりにつきましては、そういう常識的なつき合いがたいへん誤解を招くということも多かったわけでございますので、現在はそういうことについては禁止するということにやっておりますけれども、人間のつき合いでございますので、極端な場合、あまりそういうことが断わり切れないというような場合もあるのではないかと思っておりますが、公社のほうといたしましては、直接そういうような買上げの場合の酒食というものは厳に慎むようにということをやっております。

○山中(吾)委員 根掘り葉掘りせんさくする気はないんですが、そういういろいろな権利の乱用というふうな事件が過去に幾多あったことは間違いない。そのことが、先ほど申し上げましたたばこ耕作組合法の二重構造、組合自身にみずから監督される規定を書き、罰則を書いてある。公社の立場というのに対しては、罰則を規定をこの組合法自身に規定しておる法律構造。そうして、それをささえる専売法自身に、目的も明示しないで、端的に言えば、憲法との関係をあいまいにして、ただ財源を確保するというだけで臨んでおるといふ、全体のこの法体系の中にこういうものが出てきておると私は分析をする。したがって、現実の運営の精神に、総裁自身あるいは生産本部長も、そういう精神でやると言っても、この法構成自身にそういう危険があるので、私は、根本的には法全体の再検討をすべきであり、また、この現在の法構成のもとにあなた方が執務されるについては絶えずその危険があるということとを銘記しておいてもらいたい。特に申し上げておきたいと思っております。

そこで、私はもう一つ疑問に思っておりますのは、国民の健康保持と財源の確保という二つが目的としてこの専売事業がある場合については、いわゆる一般の私企業の原理ですね、最大利潤、最大収益を追求するいわゆる経済合理主義という原理以上の何かをなければならない。すなわち、多くの

ばこをのます、多く生産をさすということが目的でなくて、国民の嗜好の自由というものを認めながら、できれば、なるだけたばこのみ過ぎないようにするという、経済合理主義を克服した一つの原理がなきゃならぬでしょう。しかれば、大蔵省も、これだけの財源を確保しなければならぬぞという、財源確保だけで奮励をするという立場も、間違いではないか。総裁の立場も、たばこの販売は、一定の国民の需要に基づいて、適度な販売計画というものがあって、多くのますという政策をやたらにとるといふのは間違いではないかと思うが、そういう運営をしておりますか。

○福岡政府委員 私どものほうでは、なるべく収入を多く取るということと一点ばりやっております。もりではございません。

○北島説明員 専売公社も、ただ収入をあげさせればよいと、そういうただだけの気持ちでやっておるわけではございません。先ほどから申しましたような、世間の批判にたえるような、公共企業体として十二分な、批判にたえるような運営をしなければならぬ、こう考えておる次第でございます。

○山中(吾)委員 監理官、うそを言っているんじゃないでしょうか。あなたは毎年、計画で幾らつくらなければだめだといって、いつも奮励しているんでしょ。

○福岡政府委員 うそを申しておるつもりは毛頭ございません。

○山中(吾)委員 じゃ監理官のことを信頼をしましょう。

今度は総裁のほうだ。専売公社の組織をちょっと見ますと、ここに生産本部長がおるんですが、その職制を見ますと、販売計画課というのは、私にはわかる。一定の計画はね。計画を立てて、計画どおり実施するのが経営体ですが、その次に、販売促進課というのがあつた。やたらに売ることを奨励する販売促進課長まで置いておる。だから、私は、総裁の言っておることを行なっていることは違つておるといふふうに思う。

○北島説明員 私も先ほどから、単に売りさえずればよいというだけで考えておるわけではないというのを申しておるのであります。ただ私もいたしましては、三千数百万人の愛煙家がございまして、やはり愛煙家の御要望にこたえるように需要に合ったたばこをつくって、そしてできるだけ供給に事欠かないよう努力する必要があると私も思っております。そういう点で販売促進という名前は置いてありますけれども、しかし私企業のような強引なことはもちろんいたしておりませんし、また、いたしてもできるわけにはありません。たばこは無理にのませるわけにはいかぬわけでありまして、これは、民営で何社か競争がございまして、それはそれこそお互いの競争でできるわけでございます。たばこをお吸いになる方はきまっています。たばこを吸い無意味にたばこを吸わせるわけにはいかぬ。そういう意味でひとつ御了解いただきたいと思っております。

○山中(吾)委員 販売促進課長に聞けばわかるんですが、販売促進課長になった者は促進しなければ職務が果たせないんだから、あらゆる手段をもって私企業と同じように商売商売で——国民の健康などは、その人の人生観に立つてやると思うのですが、どうしてこういうものを置いたか。だから私は、総裁が盛んにいふ、格調の高い答弁をされておるけれども、運営は旧憲法感覚で、とにかく収益をあげさせたい、大蔵省は、あげればほめるし、あげないと何だという監督をしているんじゃないかと私は見てとつて、国民は現在の憲法の精神に基づいてこの専売事業というものを基本的に考え直すということを切に要望しておきたい。

なぜこういうことを言いかうかと、私は、国民の健康を確保する行政、いわゆる、何というんですか、財源行政、それにもやっぱりモラルが必要だと思つておる。財源行政における道徳が必要であると思つておる。取りさえすればいい、国民の健康はどうでもいいということでは、私は済まされないうと思つておる。これはおそろく販売促進課で考案したんだ

ろうと思つたが、自動販売機をたくさん置いて、至るところ、地下鉄のプラットホームにもあればどこにもある。そこまですにやならぬのか。ほんとうはだんだんたばこをのまなくなるほうがいいんだと、たばこ販売縮小課でもあつたら私も昔ヘビースモーカーで、いまやめておるんだが、やめると、ずいぶんこれはエネルギーが余つていいことなんだが、少なくとも、無理に毎年毎年愛煙家を多くするという精神でなくて、むしろ少なくなつたほうがいいという気持ちの専売事業の哲学が要るんじゃないか。自動販売機なんというものは、どうしてあんなものをつくつてあるか。特に法治国という思想からいへば、未成年者禁酒法、禁煙法というものがあつた。未成年は健康上たばこをのまない法律がある。健康上できた法律である。現実には法律がある、これは空洞化しておつて、これはだれも守らない、選挙法と同じように、守らないんだが、少なくとも自動販売機になると、これは未成年だつて何だつて——未成年は、たばこ屋に行きますと、やはりそういう法律があるものだから、営業許可を受けるときに、未成年のときは少しは遠慮をし、また未成年もたばこを買うのは少しはひげ目を感じてあまり買わないが、自動販売機は、未成年禁煙法を大つぱらに専売公社が無視して販売をしておるということにならないか。どうですか。

○飯田説明員 私からお答え申し上げます。いま自動販売機とそれから未成年喫煙の問題でございますけれども、たばこは御承知のように典型的な日用品であり、しかも、消費者の多くの方は一個、二個と、一度に大量買いをされないというのが常態になっております。ということで、消費者の方の利便にこたえるために最近自動販売機も設置するという方向になってきておりますが、それは普通のたばこ店は一般的に営業時間が短縮の傾向にございまして、それから一斉休業というふうなことも増加しております。こういうふうな慢性的な労働力不足から、小売り店に対する消費者の方の不満がいろいろございまして、ということ

ある。これはおそろく販売促進課で考案したんだ

のように自動販売機を設置していくという時代の趨勢に應じて、われわれも自動販売機の設置をやっておくという状況でございます。その場合に、未成年者が買うというに野放しになるのではないかと問題がございまして。その点につきましては、われわれは常に特別の配慮を払っておきまして、そういう未成年者喫煙防止のPRをいろいろ機会あるごとに行いたしております。その点にも、自動販売機も未成年者が買うという危険のあるような場所にはなるべく設置は認めないというところとか、それから、それぞれ販売機の監視の責任者というものを置かせて、できるだけその注意を払うというようにをいたしまして、そういう弊害のないように気をつけておる次第でございます。

○山中(吾)委員 とにかくそれはあまりにも適当な答弁過ぎる。一体自動販売機なんてどこにあるかあなたわかっていますか。とにかく、未成年者禁煙法という法律があるのだが、何かそういうことのないようにという考慮なんです、あなたの答弁は頭の中で考えて適当に答えているだけ何にも事実合っていない。それから、時代の趨勢にしたがって、だから私企業でない、国家事業としてあるのであって、一般のコカ・コーラその他が始めたからたばこもやるなんていう主体性のない運営方針というものがあつてはならぬから国家の独占事業にしておるのじやないですか。少しはばこのみには不便のほうがいいですよ、ある程度節煙して、みんながやるからこつちもやる、時代の趨勢だ、それから自動販売機というものは設置することを前提として、なるだけ未成年者のまないうように配慮している。配慮といつたってどうしてできるのですか。専売法の運営の基本問題として私は一つの例をあげて聞いている。いまのような、事実上相反するといふか、主体性のない答弁では、やがてこの専売法といふふうなものがある根本的に何だかんだと言われてくるべきを思ふと思ふので申し上げるのだが、設置の場所を制限したとかい言いましたね。どういう制限をしているのですか。

○飯田説明員 未成年者が多く集まるような場所、そういう場所には設置をさせないという意味で申し上げたわけでございます。

○山中(吾)委員 未成年者が集まる場所は小学校、中学校ぐらいじゃないですか。

○飯田説明員 その未成年者が多く集まりやすい場所と申しますのは、学校とかいうことではございませんで、ボーリング場とかそういう場所、ボーリング場はみんな置いてあるよ(呼ぶ者あり)いま申し上げましたボーリング場というの、ボーリング場の小売人がよく監視ができる場合には設置を認めるという意味で、全部のボーリング場を禁止しておることじゃございません。

○山中(吾)委員 ボーリング場は未成年者が集まるところじゃなくておとなが集まっている場所です。おとなの娯楽場になっておる。いまでたらくめを言うから……うそを言つてはいかぬよ。これは速記録に載るんですよ。訂正しないでですか。それでいいですか。私はいつまでもこれを論議する考えはないが、うそを言つてはいかぬよ。間違つておつたら間違つておつたと言いなさい。

○北島説明員 ただいま飯田の申し上げたことにつきまして、お聞きいただきまして、疑いを生ずる面もございまして……最初の青少年の集まりやすい場所にはやめる、こう言つたところはひとつ訂正させていただきます。おそろくそういう考えを持っておるのかもしれない。しかし、それはちよつと合理性のないものでございまして、私から、訂正させていただきます。

なお、この自動販売機という問題はたいへんむずかしい問題でございます。商店の省力経営という問題、それからたばこの愛好者にはやはり専売公社がこたえる義務があるのだと私も思つております。そういう考えがございまして、やはり自動販売機といふのは、酒の自動販売機、コカ・コーラの自動販売機と同じように、これは世界の趨勢ではなかるうかと、私は考へております。もつともわが国の自動販売機の設置数はそう多くはございませぬ。アメリカあたりは約百万台、ドイツあたりは、八、九十万台、英国あたりは十万台と聞いておりますが、まだわが国では三万数千台かと思ひます。ただ、自動販売機には、これもおつしやられるように、形ばかりじゃなくおつしやられるかもしませんが、未成年者喫煙禁止法によつて二十歳未満の方の喫煙は禁止されておりますという表示をいたしております。これは夜間でも見えるようなやり方をいたしております。

○山中(吾)委員 ぼくは見たこともない。自動販売機を使ったことがないからわからないが、書いてあるのですか。できるだけ見えないところに書いておるのじやないか。私は同じような運営の問題としていま取り上げておるわけなんです、社労委員会のほうで問題になったことだと思つて、たばこの箱に何かあまりたばこをのみ過ぎないようにという注意書きをせよという国会からの要望があつて、それに専売公社はしぶしぶこたえて、何かそういう方針にしたいという答弁があつたと聞いておるが、それは間違いないですか。

○北島説明員 そんな御答弁をいたした覚えはございませぬ。大蔵大臣の御指示がありますればそれに対して従うのが専売公社の義務でございます。

○福岡政府委員 一昨年の夏ごろ、大蔵大臣から専売事業審議会に諮問いたしました。健康と喫煙に関する問題、その問題の一端としてその表示問題も取り上げました。そういう経緯もございまして、大蔵大臣から公社総裁に指示するといふか、このように処理しております。

○山中(吾)委員 審議会で問題になったのです。ヨーロッパあたり、アメリカも含んで、たばこの箱には、国民の健康を守るための注意書きをもうすでに書いて出しておるの聞いたのだが、それが事実かどうか、それから総裁のほうはその指示を受けておるかどうか、それに対してどういふ

方針なのか、お聞きしておきたい。

○福岡政府委員 諸外国の例でございますが、現在主要国でそういう種類の表示をしております。国はアメリカ、イギリス、カナダ、その辺でございます。ヨーロッパの大諸国、ドイツ、フランス、イタリア等は、まだそういう表示を実施いたしていません。

○山中(吾)委員 それはわが国としてはやるのですか、やらないのですか。

○福岡政府委員 ここの四月二十日に、大蔵大臣から公社総裁に対する指示を出しております。その指示に基づきまして、公社のほうで、吸い過ぎに注意する趣旨の表示をするということになっております。

○山中(吾)委員 アメリカにしても英国にしてもカナダにしても、やはり国民の健康というものがたばこ事業の中に精神として入つておる。私はこれは健全だと思ふ。健全なる専売事業と書いておる。その指示を受けて、専売公社はどういう方針をとつておられるか。

○北島説明員 けさの何かの新聞に出たおつたかと思ひますが、もうすでに、「健康のために吸い過ぎに注意しましょう」というのを各銘柄ごとに考へまして、印刷に取りかかる準備をいたしております。非常に種類が多く、箱の大小によつていろいろデザインも違つてまいりますので、その点非常に苦心しております。これはすべてセットいたしました。これから生産に取りかかるといふことでございます。

○山中(吾)委員 愛煙家からいへば効果があるなには別にして、やはり国が独占しておる事業の精神は、アメリカ、英国よりもつと、向こうから暗示をされてやるべきでなくて、こちらが先んべんをつけてやるべきである、専売事業として、日本が独特の独占事業としてやつておるのだから、アメリカあたりは私企業でしょう。その私企業のアメリカが、企業が公共的な自覚を持つて、あるいは政府の指示があつたにしても、営利一占ばりでない何か別な、有害嗜好物、食物に対する社会的責任を感じてやつておる。そのまねをし

て、国家が独占しておる日本の専売事業があとからしぼつていくというふうな精神は、私は逆だと思つておるのです。それほど、古い伝統の中に専売事業の精神が沈滞しているのじゃないかと私は思うので、くどくど申し上げておるのです。やはりもっと公共的な立場、憲法の規定というのをずばりとして、面目を新たにすべきであるというふうに思つて、切望しておきたいと思つておるのです。

こういうことは専売事業に關係する法体系的構造に矛盾があるので、この一部改正の内容について特別にお聞きしなければならぬのであります。改正の中身を見ますと、耕作農民、したがって組合員がだんだん減少しておるので、地区組合の地域の拡大とか、あるいは連合会の地区の拡大、これが一つ。これは自然であつて、私はかれこれ批判を持っておりません。しかし、どうもこの法構成全体の中で疑問を持つのは、耕作組合の総会における代理人が代理することのできる数を本人を入れて五人から十人にしたということです。これは、組合員が少なくなつたということを提案の理由に説明しておるようでありませうけれども、問題が違つてはいないか。組合員の意思をできるだけ多く反映さすという民主的目的、先ほど言つた第一条の「経済的、社会的地位の向上」という点からいへば、組合員が多い少ないという点に關係しない問題である。できるだけ多くの人の意見が反映するようにという精神からいへば、代理できる数を五人から十人にすることは組合員の意思の反映を二分の一にするということ、やはりこのたびは耕作組合の二重構造の中から、大体専売公社の言うとおり右へならえするという体質があるものだから、組合員の減少に便乗してこういう改正が出てくると私は考へるのですが、いかがです。

○佐々木説明員 御説明申し上げたいと思つて、先生のおっしゃいますように、確かに代理数の四人までを九人までとするという改正が、強制的にそういう方向に向かうという問題はあります。この総会におきまして耕作者の出席

は、あくまでも本人出席というのが原則でございますが、現状を申し上げますと、耕作者の数が少なくなつておるといふことではなくて、つとめに出ておられる方とかがあるいは出かきに出られるというふうな方が非常に多いために、現状ですべて四人までの代理権をフルに使つて総会が持たれておるといふようなケースが約半分ございまして、こういうふうなかつこうで改正をいたしました。でも、それはあくまでも原則は本人出席というところで運用すべきでございます。それがかなわない場合に、そのワクを広げておくといふことであらうかと思つておる。九人までといたしましたが、耕作の母体になつております耕作者の団体の単位を見ますと、総代区というのがございまして、この総代区が平均十人というふうなかつこうになつておりますので、そういうかつこうの人数でよろうかといふことでございます。またもう一つ、代理人に出られます方も、総会の議案に對して自分の意見を代理してくれる人を代理人に選ぶべきでございますので、そういう意味の配慮もあつたかと思つておる。

○山中(善)委員 そこで先ほどちよつと問題が出たので、たとへばたばこ耕作組合自身の事業として義務づけられている中に「公社の発する指示等の伝達」とかといふふうなものが掲げられておりますが、総会に對しての伝達があまり魅力がなくて、組合員も忙しいものだからわざわざ出る必要はない。耕作、収納に關する条件であるとか、あるいは価格に對しての意見を述べられるとか、耕作農民の生活に結びついたことがはつらつとして論議をされる総会ならば、私はやはり出ると思つておる。だから、組合員が減つたからではなくて、この構成からいって魅力のある総会にならないからといふところにあるのではないかと思つておる。そういうふうな耕作農民の立場に立つて皆さんが考へないところに、この法律の欠陥があるのではないか。

特に五人を十人にするといふことは、いわゆる耕作組合の総会に値しなくなるのではないかと私が思うのは、たとえば例を申し上げますと、百人の耕作

組合員がいる、そうしていままでのように出席者が五人の組合員の代理ができるのであれば、一番極端な場合には二十人いれば全組合員の代理ができる。過半数でものを決定するならば、その十人で耕作組合の意思が全部決定される。これは五人の場合ですよ。これを十人にした場合に、百人の組合員がある耕作組合の総会において、一人が十人の組合員の代理をつとめるならば、出席は十人でいいわけだ。二分の一で決定するならば五人で全部きめる。総会の運営の大事な最高の決定機関が、百人の組合員があるときに五人で全部重要なものはきめられるという法律内容に思つておる。それじゃ民主的な農民の経済的社会的地位向上の組合でなく、実体が空洞化されるじゃないですか。いまのままでもなかなか出席が悪いというなら、もっと魅力のある、耕作農民が肉体的に感ずるような議事、その他のものがあつて、そういう方向に努力すべきではないか、指導すべきではないか。一体十人の代理権を認めるというところは、百人の組合で五人ですべて決定できるという内容だ。私は、実に非民主的な改悪ではないかと思つておる。どうですか。

○佐々木説明員 私がいま申し上げましたようなかつこうの要因があるわけでございますけれども、今度の組合法改正全体を通じて、本法律案はこういうふうなかつこうの一つのワクを広げるといふことになつておりますけれども、それぞれの組合におきましては、それぞれの定款でワクをきめることになりまして、その組合で、先生のおっしゃいますような非常に不合理があると判断された場合、前のようなかつこうになる、そういう運用になるわけでございますから、その辺はよくこの改正とあわせて公社も指導をいたしまして、その組合に合ったように指導してまいらる、このように考へております。

○広瀬(秀)委員 関連して、私、この前に質問をした最後の結びのところで、今度の改正点には非常に心配がある、非民主的な運営に道を開くような心配があるといふことを指摘して、それだけでやめた。これは要望のようになつておるのです

すが、やはり今度の改正で一番問題点はそこなんです。それで、大体佐々木さんの御答弁を聞きまして、総代区が大体十名ぐらいたつて、もうその総代があれも忙しそうだというふうになつて、皆さんの法の趣旨とはまるであつた運用が必ず行なわれることに違ひない。われわれ現地の諸君と接して実情をよく知つておる者としては、もう十人まではいいのだ、だから総代区がちよつと十名のところで、あるいは九名のところで総代一人、その総代さえて出なければいい、総会というものはまさに総代だけ集まればいいのだという、そういう運営にきつめてなりやすい道を開くのだといふことなんですよ。そうすれば、いま山中さんが数字をあげたように、まさに総会ではなくて総代会、総代だけが集まれば何でもできる、そういう状態になる。したがつて、今度の改正がかりに通つても、これに對しては本来の趣旨はこうなんだといふことを、やはりしっかりと耕作組合に對して指導をして、みんなが集まること、これがやつぱり総会の趣旨であり、協同組合の本旨なんだといふことで、これはやむを得ざる場合の便宜措置にすぎないのだといふことを、それが順逆転倒しないように十二分に注意していただかなければならぬと思つておる。そういうびつとした指導をして、この本末を間違ひないようなそういう指導といふものをきちんとやつぱりやらなければいけないと思つておる。その点についてやはり私どもの一番心配しているところはそこなんです。そういう立場で、皆さんの指導の方針を総裁からきちんと伺つておきたいと思つておる。

○北島説明員 今度の改正はもとも耕作組合の要望に基づくものではございまして、実施にあたりましてはいちやくもいとお話ございました。ような非民主的な傾向に墮することのないよう、十分にひとつ法案の趣旨を組合員のすみずみまで徹底させるようにいたしたいと思つておる。

○山中(善)委員 耕作組合が結局ボスの独断的運営というふうな実態になつてしまつて、したがつてそういう要望も出てきたのではないかと思つて、その根源はやはり先ほど言つた自主的な立場とい

うものを法構成の中に半分にしてあるわけで、専売事業に協力するという、そういうふうな自主性を空同化するような体制の中から出てくると思うので、総裁の立場からいえばもっと組合員の意思が反映するように最大の努力を払わなければならぬと私は思うので、要望しておきたいと思う。

大体集団なんというのは小規模のものの方が一人一人の意思が反映するのですから、組合組織というものは小さいほど一人一人の意思が反映する、多くなければならぬ、それだけ一人一人の意思が反映しない。理想的にいえば小さいほうがいい、小規模のほうがいいのです。民主的に全部の組合員が運営に参加をし、承認する意思を發表できるのには少ないほうがいいのだ。数が少なくなつたから、だから地域を拡大するということ、私は最初これだけでいいでしょうと言つた。それまではいいが、あとに代理権までここで倍にするとか積み重ねていく。基本精神が古い封建的な専売法の精神で流れておるといふことだから、私はこの修正というものを根本的に掘り下げて再検討すべきではないかということを確認しているわけなんです。十分その点深刻に理解をしてもらいたい。

その次の点にも疑問がある。たゞ耕作組合における代議員会の設置の条件は、いままで組合員が五百人をこえるときに置いたが、今度は三百人のときに代議員制度を置くことができるとしてあるのです。そうしてこの修正の理由にはやはり組合員が減少したからだという理由一本である。そしてまた専売公社の思想というものは便宜主義なので、やはり民主的には全組合員が集まるのが總會なのです。なるだけ代議員会制度はとらないほうがいいという一つの基本精神がなければならぬ。そこで五百名以上という場合にはやはりやむを得ないから代議員制度を置いた。ところが五百人以上の組合が少なくなれば、代議員制度を置く必要がない組合、小さな組合がたゞさんでできるのだから、代議員制度を置かないでけっこうなんじゃないですか、かえっていいんじゃないか。

ぜ三百人に減らす理由が出てくるのですか。組合員の減る、少ないという問題と別に、代議員制度というものを五百名を三百名にするということ、やはり組合員一人一人の意思の反映をなくしていくという方向の思想があるからだ。五百名を三百名にするということは思想の問題であつて、耕作組合が少なくなるかどうかの問題ではない。いままで五百名の組合員があつたものが四百名になれば、代議員制度を置かないほうがいいのではないか。三百名になればないほうがいいのではないか。直接組合員が反映する制度でいいのです。なぜ五百名を三百名にする気になつたのか。代議員制度がないのが理想なんです。しかも一方に十人の組合員の代理権を認めるような制度を置いておいて、組合員五百名の設置条件を三百名にする、全体の専売公社の思想が非常に昔の専売と同じように君主権の権力体質があつて、こういう改正法をすらすらとごく簡単に出版されておるのです。いかがですか。

〇佐々木説明員 先生の御意見もよくわかりますが、私たちこういう問題を今回大蔵提案しておりますのは、実態に沿うように、たとえば法改正のときに五百名以下の組合というものは全体の百九十数組合の中で十三組合くらいであつたわけですが、現在全体といたしまして六十七組合という組合がございます。もちろんそういう組合も總會へ行けばいいわけでありませうけれども、実際上能率的に運用できるという代議員会、これは重要事項は耕作組合の場合には決議できることになつておりますけれども、そういう場合には代議員会が能率的な運用ができるという、そういうような場合のワケを広げたほうがやはりいいのではないかと、そういう要望が団体側からも強いということ、それから耕作人員の減少に伴ひまして組合の合併などによつて区域が非常に広がつておる、こういう問題等もあつたので、そういう面もあわせて代議員会が運用できるという幅を緩和していただきたい、こういう実態処理の観点からこういうふうな修正をお願いしたいと思つておる。

〇山中(吉)委員 五百名の組合員を擁する組合が少なくなければつこうだという思想が先にあるべきだと思つて、代議員制度をつくらないで、全員總會のたゞまといふのが、五百名の組合が少なくなるによつて、その原則が全体にかへつていいのではないかと私は思つておる。そして一方に、先ほど言つたように五人の代理権を十人に拡大しておるのですから、一体五百人の組合員のある耕作組合は十人ずつ代表すれば五十人集まればいいでしょう。過半数で決定するのは二十五人でいいという法改正なんです、三は。そこへ代議員制度が、なぜまたこういうよいことをお考えになるのか。その着想が、どうも民主的体質というものが皆さんに非常にないのではないかと、ごく簡単に提案されたようでありませうけれども、私の感覚からいへば、日本の大体的にいろいろな団体の体質にしても、民主的な方向に、いわゆる全員参加ということ、日本全体集団そのものがわれわれの国であり、われわれの組合だという方向を持つていて国民共同目標を一つに持つていこうとする私の政治理念からすれば、全部逆行、体質が逆になつておると思つて、強調しているわけでありませう。したがつて、私はこの法案に対して満足する点数を与えるわけにいかないのです。先ほど政務次官が、やはりこれは古い体質を持つた法体系であるから再検討すべきであるといふ一つの政治的見解を出されておると思つて、そういうことを前提として私の批判をこの辺りにしておきたいと思つておる。こういうふうな法案の出し方をもう一度再検討されて専売局においても大蔵省の監督官においても一度憲法感覚に立つて検討するという態度で反省されることを要望しておきたい。

〇齋藤委員長 午後二時三十分より再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時四十分休憩

〇齋藤委員長 午後二時三十分より再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時四十分休憩

〇堀委員 本日は、たゞ耕作組合法の改正に關連をいたしました、たゞこの製造、販売及び取り締まり等の關係について少しお伺いをいたしたいと思つておる。

〇北島説明員 新製品を出します場合の名前につきますは、一体分度はどうなつたばを出すのかということ、その製品の特質をまず考へてみます。それに消費者層というのを頭に浮かべまして、その消費者のイメージに合うような名前ということ、覚えやすく、音感もよくて、受け入れやすいというふうなことを頭に置いてきめておるわけでありませうが、その場合におきまして、社内にも若干のモニターを置き、それから社外の広告宣伝会社とかあるいはたばこの愛好家あるいは有名なたばこを愛好しているような方々などから御意見を募集いたします。それを社内の委員会などでみながら審議いたしまして、だんだん固まつてくる、こういう手続になつておる。

〇堀委員 私が特にこの問題に触れる気になつたのは、最近、発売されるたばこというものが、ほとんど日本語としては通用しない商品名で発売されるものがあつて多いということが第一点。第二点は、かつては日本語のたばこであつたものが、いつの間にか横文字のたばこに変わつておる。おそろく「しんせい」といふのがこういう表示になつておるといふのを御存じない方があ

るのじゃないかと思ひますが、これが「しんせい」です。「しんせい」というのはかなり古くから発売をさせておりました日本名のたばこですけれども、今日、この中には横に小さく「しんせい」と書いてありますが、主たる表示はローマ字で「SHINSEI」こうなっていますね。これが日本専売公社が発売をしておる日本名のたばこなんです。

いま私、これを取上げましたが、もう一つは「こはく」というたばこがあります。「こはく」というたばこは昭和四十一年に発売をされておるたばこであります。こはくというのは日本語だろと思うのです。ローマ字でKOHAKUと書いてあるのでは、何だかわかりません。こはくというのは、おそらく漢字で琥珀というのが日本語で一般的に理解されておるイメージの概念だと思ふのですが「KOHAKU」「KOHAKU」

「KOHAKU」とあって、いま総裁に伺つたら、横に、黒い地の中に白で縦に「こはく」と書いてある。そこに細い金線が「こはく」と書いてある。これはそれがただ一字、日本語の表示であります。あとは、日本専売公社というのにはさすがに横文字で入っております。これだけは日本語で、全部の商品に「日本専売公社」と入っておりますが、一体こういう傾向になつたのは何によるのでしょうか、総裁。

○北島説明員 これは私は、やはりデザインに大いに関係あると思ひます。たとえば「こはく」なども、こはくは日本名でございますけれども、包装にはおもとところは「KOHAKU」と書いてあります。これは漢字で書いたらどうか、あるいはひらがなで書いたら、こういうようなこともございまして、全体を一個のデザインとして考えてみますと、そのほうがいいということ、あのとおりきまつたのではないと思ひます。

ずかしところがあるところがあるが非常に一つの難点になつておるかと思ひます。「富士」なども、たしか昔の有名な書家の字をそのまま使つておる。これは、たばこ愛好者全体が気持ちよく吸つていただくためにデザインということも大事ではないかと考えます。そういう点から、いままでデザインに主力が置かれてそんなふうになつたのだということではないかと思ひます。

○堀委員 総裁、たいへんデザインということにこだわつておられますけれども、要するに、アルファベットを使わなければデザインとして有効でないというのなら、これはナショナルな問題として、国民性の問題として私は非常に重要な問題じゃないかと思ふのです。私も、国語として国民に教えておるのはローマ字ではないかと思ふのですが、大蔵大臣、どうでしょうか。私も、国民に国語を教えるのは、日本のことば、かなと漢字をもつて日本の国語としておるのだと思ふのですが、大蔵大臣、いかがでしょうか。

○水田國務大臣 ローマ字は国語としては教えておりません。

○堀委員 私は、これがもし——きょう山中君が午前中に質問しておられましたけれども、日本専売公社というものの意味はどういうところにあるのかという点について、山中委員の彼なりの哲学を披露しながら午前中の質問がありました。私も全く同感な点が多いのですが、私は日本専売公社は日本の法律に基づいて政府関係の機関として設けられておる役所だと思ふのですが、大蔵大臣、それは間違いないでしょうか。

○水田國務大臣 そうでございます。

○堀委員 その日本専売公社が国民に売り出す商品は、要するに、デザイン的に国民に理解されさずえすれば、できるだけ横文字をもつて発売することとが本来の専売公社としてのあり方として望ましい方向でしょうか。なるほど、いまここにずっと見ましたところ、これが現在専売公社が出しておられるたばこのすべてでありますけれども、これが「桃山」というパイプ用のたばこですね。日本語の商品名ですが、「MOMOYAMA」とこ

う横文字で書てあります。「ピース」というのは初めから英語ですからね。これはおそらく平和という意味のピースだろうと思ふのです。その次に、日本語で書かれておるのを拾いますと「こい」といふのが日本語で入つておる。これは日本語一つ。それからいまお話しになつた「富士」が片面日本語、片面英語でこれが半々。それから、まあ一番最近の製品だと私思ふのですが、「わかば」といふのは昭和四十一年につくられた製品ですが、これはまあデザインからいつても、たいへんこ若葉の感じのするさわやかな商品です。これは完全に日本語です。完全に日本語だけというのを戦後の発売品の中からさがしますと、ただこの二品目しかないのです。いま私が専売公社からお借りしておるこの商品を見まして、戦後発売されたものの中で完全に日本語だけで書かれたものは二品目。「富士」が表と裏で半分です。そのあと、戦前からございまして「朝日」ですね。これは戦前規格そのままです。それから、これはそのまゝになっておる。それから刻まれた「ききょう」が、やはり「ききょう」と書いてあるだけで、これは戦前のまゝの姿であります。もう一つここに「ひびき」がありましたから、これは三つは訂正をいたししよう。あととはもう全部——「らん」は半々ですね。いま総裁おっしゃつたように、まあ「蘭」という字がはつきりわかつておりますが、下に「RAN」とくつついておられますから、これも半々のほうでしょう。これだけでですね。現在二十三、まあ三ないしは五

というのが現状の姿であります。

私は、まず第一点で非常に感じるのには、確かにデザインデザインと言われたいけれども、せっかく日本語をもつて発売したものが、どうしてそういう日本語の表示をしないのか、これは一番、私、納得のできない点なんです。これは、向こうの横文字の名前で初めからスタートしたものを日本語で書けといつたって、これはもううだいな無理なことですから、それはまたもう一つ次元の別な問題としてあとで取り上げさせていただきますが、日本語の商品に、いかにくふうをするに

る、専売公社のほうとして日本語でデザインをしてもらいたたいという条件がついておれば、私は、それをデザインする人たちは日本語でやられると思ふのです。さつき申し上げた「わかば」などは、おそらく日本語で表示してくれというあれがついていたんじゃないかと思ふのですが、これをやつた人の特別なあれかもわかりませんが、これはもうはつきり日本語の表示になっておることとありますので、その点は、まず第一段階として、今後専売公社は日本語の名前で出したものは日本語で表示をするということにしたい。それが適当ではないか、こう思ひますけれども、総裁、いかがでございますでしょうか。

○北島説明員 できるだけ御趣旨の通りに沿いたことは存じますが、やはりデザインということも、芸術家がやる場合にたいへんむずかしい問題だと思ふのです。名前をつけて、その名前に合うような、日本語に合うようなデザインはなかなかむずかしいのだと思ふのです。私もよくわかりませんが、しかし、御趣旨の点もございまして、そういう点は十分ひとつ、今後デザインする場合にあたつて注意するように申しておきます。

実は、本年度発売する予定の中に二つ日本名もございまして、これは日本語で書きましたもたいへんデザインとしておもしろくなるだろう、こういう感じのものがあるわけでございます。まあ今後にひとつ御注目いただきたいと思ひます。

○堀委員 私、日本人が確かに舶来品の崇拜といふ感じが、同じ商品でも何か外国の製品がいいんじゃないかという感じが長く持つてきた歴史的背景もありませんから、ともかくいろいろな横文字の表示が日本人にはたいへん好きだと思ひます。それは承知しております。承知しておりますけれども、それはまあ民間の人たちが、それを販売促進のためにやることについてはやむを得ませんが、きょうも前段で話がありましたように、これはやはり専売公社で国が専売をしておる品物である以上、私はやはりおのずからそういうデザインその他についても限界があつてしかるべきではな

い、専売公社のほうとして日本語でデザインをしてもらいたたいという条件がついておれば、私は、それをデザインする人たちは日本語でやられると思ふのです。さつき申し上げた「わかば」などは、おそらく日本語で表示してくれというあれがついていたんじゃないかと思ふのですが、これをやつた人の特別なあれかもわかりませんが、これはもうはつきり日本語の表示になっておることとありますので、その点は、まず第一段階として、今後専売公社は日本語の名前で出したものは日本語で表示をするということにしたい。それが適当ではないか、こう思ひますけれども、総裁、いかがでございますでしょうか。

○北島説明員 できるだけ御趣旨の通りに沿いたことは存じますが、やはりデザインということも、芸術家がやる場合にたいへんむずかしい問題だと思ふのです。名前をつけて、その名前に合うような、日本語に合うようなデザインはなかなかむずかしいのだと思ふのです。私もよくわかりませんが、しかし、御趣旨の点もございまして、そういう点は十分ひとつ、今後デザインする場合にあたつて注意するように申しておきます。

いか。日本名の名前で選択されたものについて、専売公社のほうでそれを生かしてそのデザインを求められれば、国民が、日本のことばで書いてあるたばこはだめなんで、洋式のデザインなら大いに買いますよと、そういう問題じゃないのじゃないか。問題の一つは、やはり私はたばこの内容といいますが、それらに關係があると思うのでありますが、あとでもう少しこまかく触れますけれども、これまでたばこを発売されて、途中でやめた商品もかなりありますね。だから、そのやめた商品は、それではそういうデザインが悪いからやめたのか、一体その自身が必ずしもそういう期待に沿うことではなかったのかどうか、おそらくそれらは調査をしておられるのかどうかよくわかりませんが、まあそこらはおとどひとつまたこまかく伺っておきたいと思ひます。

で、ちょっと時系列的に見ますと、実は昭和三十九年以前はばらばらでありましたが、最近はこの新発売というのが多いのであります。昭和三十九年は「ホープ」のLというのと「ひびき」が発売をされております。昭和四十年は「エムエフ」というたばこ—これだと思ひます。それから「ピース」の長いのが発売をされております。昭和四十一年は「やまと」「こはく」「わかば」と、この年は実は本日名のたばこだけが三つ発売をされております。いま私が提示しました中で、「やまと」というのは、ここには入っていないな……。

○北島説明員 もうなくなりましてから……

○堀委員 それでは、これはいま発売しているたばこだけですか、ないでしょうか、それから四十二年が「ハイライト」と「ルナ」ですか—これでですね。その次、四十三年は「エコー」、もう完全に横文字だけ。四十四年は「セブンスター」、これも一つ。四十五年が、いま總裁のおっしゃった「らん」と「エポック」と「チェリー」。それから四十六年が「チェリー」の二十四本入と「ペルミニ」というんですが、これでですね。こういうふうな発売をされておる経過を見ますと、少なくとも四十一年に「やまと」「こはく」「わかば」というのが発売された後は、四十五年に「らん」と

というのが発売されただけで、あと全部横文字ばかりで発売をされておるのが、日本のいまのたばこの現状であります。

日本国有鉄道がやはり同じような三公社としてあるわけですが、日本国有鉄道が列車にいろいろ名前の表示をいたしております。たとえば特急「ひかり」とか「こだま」とか、あるいは「彗星」とか「明星」とか「銀河」とか、各種の表示があります。しかし、日本国有鉄道は、あの人たちの嗜好がそういう横文字好みだからといって、ここにセブンスターとか、ピースでもいいですが、ホープとかというような名前を一切つけていないわけですね。日本国有鉄道というのには公社ですが、そういう意味では公社の体をなしていると思ひますが、大蔵大臣、この日本国有鉄道と比較して、あなたの所管をされておる専売公社のこういう弊というの改善をされるべきものでないかと思ひます。

○水田國務大臣 いい和名があるならこれにまじしたことはないと思ひますが、いまこの資料で見ますと、三十三の銘柄のうち和名が十一、それから外国名が十八、今度ハイライトというようにつくったことば、造語の名前を持っているのが四つということになりますと、大体外国名が約六割、日本名が三割三分というようになっておりますので、これはいい和名があるなら日本名にまじしたことはないと思ひます。

しかし、各国のあれを聞きまして、自國語だけではなくて、みんないろいろ外國語の名前もたばこにはとっておるようございしますが、問題は、消費者から受け入れられるといいますが、親しまれるといいますが、そういう名前がやはりつけにくいというのを考えますと、和名というのには、日本語ですら、たくさんございします。でも、もつと外國語のたばこでない時代でしたらいいのですが、六割もこういうことになってきますと、やはり一般の和名の名前よりも何かたばこらしい名前というふうなことで、このほうが受け入れられるというふうな關係もあるんじゃないか。

私はデザインだけの關係でもないような気がしますが、したがって、あなたが全部たばこの名前が外國語ではないかというところは、いえないと思ひますが、三割三分というのが考え方によつたらあるいは少ないかもしれません。それは改善することのほうがいいと思ひます。しかし、大体たばこというところば自身がこれはもう日本語ではないので、外国から来たことばでいいのですから、これはやはり何かそういう若干宿命は持っているような気がいたしますので、いいことばがあったら和名にまじしたことはないのですが、全部外國語ではないかという限ったことではないだらうと思ひます。

○堀委員 大臣も改善したほうがいいと言われております。私もそんな極端な議論をしようという気はないのです。ないのですけれども、やはり日本の國民に競争があつて、きょう前段のように、民間の会社で競争をして少しでも売ろうとすれば嗜好に迎合しなければなりません。しかし、いまや専売公社が売らなければだれも買えないのです。専売公社法でどう書いてありますか。私はあとで罰則のところをやりますが、みだりにかつてなものをつくつたら、専売公社法違反でいろいろなかつて検挙されてしまふ。それだけ法律で担保されておつて國が専売しておるものを、なぜそんなに迎合的に処理をしなければならぬのか。私はやはり日本の専売公社は日本の名前のもので主体であつて、プラスチックとしてその他の名前のものであるというなら了解します。だから、これを逆にしましよ、今後、これまでのやつは一応ここにたな上げにして、今後発売するものは、今後毎年度、その年度とその後における通算を含めて、少なくとも外國名のもは三〇%をこえないようにしてもらいたい。そうしてすみやかに全体としても六〇%が日本の商品名になり、その日本の中のことばは私はいまここに「ひびき」とか「わかば」とか「いこい」とか、こういうふうにありますね。「らん」「富士」、これ以外に日本ではたばこの銘柄として適当なものを専売公社はたばこ喫煙家から募集をすればいいの

じゃないですか。日本名の一番たばこにふさわしい名前とデザインを國民の皆さんからひとつ求めましよう。そしてある程度賞金を渡せばいいですよ。それこそ私は百万円使つたついでに思う。百万円使つても、それは國民がそういうことで日本名前のたばこというものをみんな自分たちの専売公社につくらせようというのなら、私は大いに意義があると思ひます。そういうデザインの専門家で—そのデザインの専門家は民間ベースですよ、彼らは民間ベースで売らんかなというためにつくるころのデザインです、これはこれはみんな。私は日本専売公社というのはそういう姿であつていいとは思ひません。きょうだいな販売促進課の問題について議論もありました。私は全く同感だと思ひます。発想が、専売公社もそれは売ること自身がやはり一つの目的ですから、私は売ること自身を言うつもりは一つもございません。しかし、國民に迎合してまでそういうものをつくるというの行き過ぎは、私は断固訂正してもらわなければ困ると思ひます。大臣、どうでしょう。いま私が提案している今後の発売品は、少なくとも外國商品名あるいはハイライトであるとか、確かに意味のないごろだけでしょうね、意味のない文字をつづられているような気もするわけですが、いま私が問題提起をしたように、ひとつ國民の参加によるころの銘柄と、それからデザインを広く募集をして、そしてその年度における発売量の三分の二はそれをもつて当てる、あとの三分の一は、一ぺんに変更できないでしよ、従前どおりのやり方で行なう、こういうことで漸次改善をしてもらいたい。そういうことで、それが第一点。

第二点は、「しんせい」とか「こはく」もそうですが、日本の名前のものでこままできていて全部日本語に直せと私は言いませんけれども、少なくとも横文字は一つにして、あとは日本の名前のもは日本語で表示してもらいたい。「しんせい」というのが全部横文字で表示されては新生の感じがしないですよ。「しんせい」は私は初めは

ただ、刻みにつきましては、今後の推移を考えると、やはり減っていくことは事実であると思えます。したがって、全国的にすべての店に配置いたすことは、これはとても、かえって渡らないので、現在でも重点的に配置いたしてあります。今後そういった配置につきましては、きめこまかくいたしまして、しかも必要なものは増産するなにするという事で対処してまいりたいと思っております。

○堀委員 ですから、少し消費者の便宜をはかっていたために、どこに行けば刻みたばこは十分買えますよということが、その地域でわかるようにしてあげればいいのじゃないかと私は思うんです。とにかく買いに歩くのはたいへんだ、こういうふうになっております。それはそうだろうと思えますから、ひとつその点を配慮をしていただきたいと思います。

それからもう一つ、最近、日本の場合いろいろとリバイバルといいますが、なつかしのメロデーとかいうのをなつメロというようでありますが、そういう多少復古調の問題があるんですね。これは、一つは宣伝の問題もあるのじゃないかと思ふんですね。やはりいまのきせるで吸うというものは、ちょっといいものなんですよ。最近、御承知のように、和服がたいへん普及をきて、一時はほとんどの人が洋服を着ておつたものが、最近、和服の売れ行きというものは、若い人を含めてたいへんふえてきております。そういう和服を生活様式の中に取り入れるというものは、やはりこういうきせるなり刻みたばこというものをもう少し——同じたばこの中では害が少ないというところは、これは間違いないと思ふます。長いきせるで吸うし、量も知れています。一回吸う量も知れているし、少しこれについて——私は何も宣伝してくれというのではありませんけれども、何らかし考え方によつてはいまの問題が、年齢的にも戦前に吸っていた方だけということになしに、新しい道に通じて、それがいまの自動的の吸い過ぎにならない仕組みになつておると思ふますので、配慮をしていただきたいと思います。

います。いまの二点について総裁、いかがでございますでしょうか。

○北島説明員 リバイバルということの一部にはきせるで吸う方も出てきたようでありませうけれども、全体として考えますと、何と云つても生活様式の変遷、これは疑うべくもございません。和服はまだ現在の日本人の生活においてリバイバルで着られておりますけれども、やはり刻みたばこというものは、火ばちの前でたばこか炭でぼんとやるといったことから考えまして、私はいまの若い人に刻みがそう普及しようとは考えません。ただ、刻み愛好者は確かにいらつしやるわけです。その方々にはできるだけ御不自由をかけないようにしたい、こう考えております。

○堀委員 そこで、いまのたばこの有害に關係をいたしまして、実は最近のアメリカのいろいろな調査資料でも、日本でもそうでありませうが、たばこが有害で一番健康に害があるのは、どうも若い年齢、未成年の時期にたばこを吸うことが非常にその後の健康状態に影響するといふことが、研究の結果だといふ明らかになつてきたようでありませう。幸いわが国には、そういう意味では、けさも話が出ましたけれども、未成年者喫煙禁止法というものがありません。ところが、大蔵大臣、あなたも最近こんな法律耳になつたことないでしようから、ちょっと読み上げますけれども、これは明治三十三年三月七日法律三十三号でつくれ、昭和二十二年に改正をされたかたかなの法律です。第一条、未成年者の喫煙禁止「満二十歳ニ至ラサル者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス」こう書いてあります。第二条「前条ニ違反シタル者アルトキハ行政ノ処分ヲ以テ喫煙ノ為ニ所持スル煙草及器具ヲ没取ス」こうあります。第三条、「未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者情ヲ知リテ其ノ喫煙ヲ制止セサルトキハ一円以下ノ科料ニ処ス」よろしゅうございませうか。「一円以下ノ科料ニ処ス」親権ヲ行フ者ニ代リテ未成年者ヲ監督スル者亦前項ニ依リテ処断ス。第四条、販売者に対する罰則「満二十歳ニ至ラサル者ニ其ノ自用ニ供スルモノナルコトヲ知リテ煙草又ハ器具ヲ販売シタル者ハ十円以下ノ罰金ニ処ス」こう書いてあるのです。大蔵大臣、よろしゅうございませうか。私はこの法律が明治三十三年にできたといふことは、今日たいへん先見の明があつたと思ふます。御承知のように、海外では、私もちよつと戦争中シンガポール等へ参りましたら、あの付近の子供たちがみんなたばこを吸つておるわけですね。六歳、七歳、八歳といったような子供がたばこを吸つておるのを見てびっくりいたしました。その後はどうなつておるか私もつまびらかでありませうが、私は日本のこの未成年者喫煙禁止法というのは非常にいい法律だと思つておるわけですが、いささかちよつとこの罰則の一円と十円という表現は時宜に過ぎざるものも著しい、こう思ふのでせう。

ですから、これを全部直す必要ありませんし、何もそれで私を罰しようという気持ちがあるわけではありませうけれども、いささかちよつと一円以下の科料と十円以下の罰金とかいふ表現は時宜に過ぎないので、これはひとつ来国会に適當な機会に改めて、改めると、同時に、そのことによつて未成年者に喫煙をさせないといふことをここでクローズアップする一案として、そういう政治的なモーションを起すといふこと、そういうことに役立てる意味で——私は罰する意味でいうことには役立てる意味で——私は罰する意味でいうことには役立てる意味で、ひとつこの問題の改正を政府は考へていただいたらどうかと思ふます。大蔵大臣、いかがでせうか。

○水田国務大臣 改正されているのだらうございませう。

○福岡政府委員 実はちよつと手元に、いつか日付がはつきりしないのでございませうけれども、罰金等臨時措置法によりまして、両方とも罰金額の改正をすでにやっております。

○堀委員 幾らになつておるのですか。

○福岡政府委員 第三条のほうは一円を十円に改えておる。それから第四条のほうは十円を二千円に改えておる。

○堀委員 法律だけを見たらそうなつておるもの

ですから、ちよつとそういうふうになつていないのじゃないかと思つたので、そういうふうに変つておるならけつこうでせうけれども、ひとついまの未成年者喫煙禁止法を専売公社として何かもう少し、あなたのほうはちよつとよい宣伝もしておられるわけですから効果的に、未成年者の喫煙というのは害がある、これは法律で禁止されているのですから、あなたのほうも害があるといふことは当然公式に言えることだと私は思ふので。だから、未成年者が喫煙することは害があるから、法律で禁止しておるから、これについてはひとつ關係者は十分注意をして、未成年者の喫煙をさせないようにしようというやり方をやつてもらいたいと思ふのですが、いかがでせうか。

○北島説明員 未成年者喫煙禁止法の趣旨につきましては、機会あるごとに小売店には徹底させるようにいたしておる。それから、各種の広告をいたします場合にも、必ず未成年者の喫煙は禁止されておることを書くようにいたしておる。その他機会あることはそういうことにとつとめたいと思つておる。

○堀委員 その次に、実は罰則の問題を少し伺つておきたいのですが、「たばこ専売法違反者処分人員数」といふのが「専売統計要覽」に出ておる。その中で検査人員といふのが昭和四十五年は一万六千五百人、こうなつておるわけでありませう。その次の項の処分人員といふのは九百九十二人。ですから、一万人検査をして処分は九百九十二人でありませうから、約一〇%程度が処分をされて、あとの九〇%は処分されていない、こういうのが現状のようでありませう。そこで、その九〇%はどういう内訳になつておるのかを、ちよつと事務当局でけつこうですから、お答えをいただきたいと思います。

○飯田説明員 九〇%が処分されておるわけでもない、これはほとんどが外国から帰つてきて、外国のたばこを許可なく所持しておる、そういうケースでございませう。

○堀委員 そうすると、検査ですか、それは、要するに、通関の処理なら、検査じゃないんじやな

いですが、これは、違いますか。

○飯田説明員 通関で引っかけた数ということじゃございませんので、通関をも通りますして、そして国内へ持ち込みましてそれが見つかったということ、検査でございませぬ。

○堀委員 そうすると、いまのはやはり検査なんですね。検査が一人あると、こういうことなのでしょうが、それは、いまのこの項目の中には、処分人員のほうを言いますと、耕作に関するもの、販売に関するもの、非売渡製造たばこ同巻紙に関するもの、たばこ密製造に関するもの、製造たばこ密輸入に関するもの、その他、とあります。そうすると、项目的には密輸入に該当するわけですか。

○飯田説明員 違います。非売渡製造たばこ、この表では四十五年度では七百七十二人になっております。この項でございませぬ。

○堀委員 ちょっとこの表現がよくわからないのですが、非売渡製造たばこというのは、これほどいうことですか。

○飯田説明員 専売公社が売り渡しました以外のたばこをさしておられます。

○堀委員 そうすると、要するに、いまの通関の話ではないわけですね。外国から持ち帰ったたばこを通関のところで、余分に持って入ったからといって、引っかけられているのじゃないか、P Xとかそういう外国のいうか、米軍関係からの横流しに関するたばこの検査、これは中身はこういうことですか。

○飯田説明員 はい、それが多うございませぬ。

○堀委員 わかりました。

○堀委員 いまこをこうずつと見ておられますと、その中で販売に関するものというのはだんだんたいへん減っておるわけですが、多少最近になってふえておるというのは、製造たばこの密輸入に関するものというのがちょっとふえておるんですね。いまの非売渡製造たばこもちょっとふえておるんですが、一般的には傾向としては減っておるもので、たいへんいいと思うのですが、販売に関するものというので処分をされたものというの、

現状では何によって、どういうことが処分されているのでしょうか。

○飯田説明員 公社の販売の許可を得ないもの、つまりたばこを売りますのには、販売の指定を受ける必要がございませぬ。その指定を受けない、無指定販売と申しております、そういうケースでございませぬ。

○堀委員 現在公社のたばこの販売の形にはいろいろあると思うのですが、旅館やその他料飲店等で便宜上取り次ぎをされているというか、そういうのがかなり見受けられますね。これは取り扱いはいまのこの項に入るのでしょうか。

○飯田説明員 ただいまのようなケースは、われわれは、いわゆる出張販売と呼んでおりますけれども、小売店からそこへ出張いたしました。そこで販売しているという形でおります。そういう場合に違反があった場合には、この表で申しますと、一番最後の欄に「その他」というのがございませぬ。それに該当いたします。

○堀委員 そうすると、いまあなたの前段に言われたいまの違反、それはどういう例に具体的にはなりますか。ここで昭和四十五年に九十五例もあるわけですから、大体はどのようなものに入るのでしょうか。

○飯田説明員 先ほど申しましたこの九十五に相当するものは、販売に関するもの、先ほど申しましたように、無指定でございませぬ。これはたとえばレストラン等で指定を受けまして出張販売しております。これなら正規でございませぬけれども、それを許可を得ていないもの、いわゆる無指定販売と申します。そういうものでございませぬ。

○堀委員 そうすると、それはいまの出張販売と申して、実際はだれも出張も何もしていませんね。それは形式的な手続でございませぬ。形式的な手続は、申請すれば、いずれもあなたの方のほうでは認めるという立場にあるんじゃないですか。どうなっているのですか。本来、たばこ店でもないものが看板かけてたばこを売るわけにいかないと思うのです、日本の場合には、また、そんなことしたって買う人もないと思うのです。

問題は、そういういまの、おそらく旅館とか料飲店とかで、顧客の希望に応じて、そこにあると非常にも便利だからというので、たばこを買いたいものを渡す。そうすると、それが手続がとれていなければ、いまのこの専売法違反になる。だから、それは逆に、その地域における料飲店とか旅館とか組合があるはずですから、そういうものを指導して、できるだけ全部手続をとらせるような指導をすべきじゃないでしょうか。その関係は一体どうなっているのでしょうか。

○飯田説明員 そういふふうに指導いたしております。

それから、先ほどちょっとことばが足りませんでした。したが、旅館とかレストランにあるたばこは全部が全部出張販売のケースではございませぬ。その旅館とかレストランで買い置きをいたしました。そして別にお客さんの便宜をはかっている。こういうケースもございませぬ。

○堀委員 買い置きして渡したの違反にならないのですか。

○齋藤説明員 実は私、いま担当じゃございませぬが、以前にやっておりましたので、少し混乱をしないように申し上げますと、出張販売と申しますのは、あるもとの小売店がございまして、そのことを話をして、その店の分を分けてもらって、そこにちゃんとケースに入れてお客さんに見えるように、レストランの中とかそういうところで売っているのが出張販売、買い置きというものは、そういうふうにお客さんの見えるように置いてはございませぬ。ただ夜になって買に行くのがめんどうだから、お客さんの便宜のために、もし聞かれた場合に、ございませぬというふうなことでお渡した場合は、これは判例がございまして、あまり多額なものでないという場合は、それから外にそういう陳列をしないというふうな場合は、これは合法であるというふうなことで、私たちがそういうものに対しては取り締まりをするというふうなことはいたしておりませぬ。そういうことでございませぬ。

○堀委員 そうすると、犯罪に該当するやつは、具体的にはどういふ例ですか。そうすると、どうもよくわからなくなってくるのです。

○齋藤説明員 ですから、出張販売の許可を受けなくて、ケースをなにして、いかにも正規の許可を受けているようなふうなことで売っている、この場合は犯罪になります。

○堀委員 それなら、いまのはそれはたいい旅館か料飲店かでしょう。ほかにあまりないと思うのですか。

○飯田説明員 わかりませぬです。

○堀委員 いまわらないということですか。全然わからないということですか。

○飯田説明員 これは全国集計いたしております。原簿はそれぞれの地方にございませぬので、時間をかけて調べれば……。

○堀委員 いまわらない……。

○飯田説明員 これ、一べん全部調べてみて……いまの程度のことばは、私は、あまり悪意を持って犯罪をたくらんでやるというふうなことではないのじゃないかという気がするので、現状で、ただ問題は、そこで百円のたばこを百二十円で売ったというのなら、これはその他の専売法違反になるわけですよ。たしか価格その他——私、いまちょっと法律を持ってないけれども、前に読んだ記憶があるように……だから、それは別として、きまった価格で売られておるというふうなことで、商品ケースに入れることは、行ってみたら、よそでやっているから自分のところもひとつやっただというふうなことで、そこでは手続をする必要があるのを知らなかつたというふうなこともあるかもしないかと思う。どうかひとつそういう点はそういう関係者に十分周知徹底をさせ、やはりそういうことで申請があれば——どうせ扱うのなら、置いて売ろうと買ひもちでやるうと、それは当事者たちがきめることだろし、そうするための手続はこうすればできませぬというふうなことで、指導してやる必要があるのじゃないか。要するに、法律というものは罪人をつくるためにあるわけじゃありませんからね。だから、そういう点、ひとつ十分これらの関係者

を指導して—こりうものは過去に比べれば減つてますが、依然として一年に百くらいずつあるというのはいへん遺憾なことでもありますから、その点についてはひとつ十分そういう努力をしてもらいたいと思います。総裁、いかがでしょうか。

○北島説明員 御趣旨まことにごもつともでございますので、いたずらに過酷なる処分になることのないよう十分指導いたします。

○堀委員 大体、本日予定をした部分につきましては、政府側できわめて明快な御答弁をいただきましたから、これで質問を終わるようになりたいと思つて、ただ、ここにお借りをしましたこと、全部いさぐお返しをいたしますが、これらの問題について今後ともひとつ十分配慮されることを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思つております。

○齋藤委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○齋藤委員長 次に、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕
○齋藤委員長 これより、両案について政府より

提案理由の説明を求めます。田中大蔵政務次官。
○田中(六)政府委員 たいま議題となりました昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国家公務員共済組合法等の規定により支給されている退職年金等につきまして、このたび別途国会に提出されております恩給法の改正の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じて年金額を引き上げることとするほか、外国政府職員等の期間の組合員期間への通算条件の緩和、長期に在職した者にかかる退職年金等の最低保障額の引き上げ等の措置を講ずるとともに、琉球諸島民政府職員にかかる年金につき所要の改善を行なうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び旧国家公務員共済組合法に基づく年金並びに現行の国家公務員共済組合法に基づく退職年金等のうち昭和四十五年三月三十一日以前に給付事由が生じたものにつきまして、恩給における措置に準じ、昭和四十七年十月分以後、昭和四十六年十月に実施した年金額改定の基礎となつた俸給を一〇・一%増額すること等により年金額を引き上げることとしたしております。

第二に、長期に在職した者にかかる退職年金または遺族年金及び廃疾年金につきまして、恩給における措置に準じ、第一のように改定された額が、退職年金及び廃疾年金については十一万四五百円、遺族年金については、五万五千二百円に満たないときは、それぞれ十一万四五百円または五万五千二百円をもって当該年金額とするものとしたしております。ただし、六十五歳以上の年金受給者及び六十五歳未満の妻、子または孫である遺族年金受給者につきましては、その十一万四五百円または五万五千二百円をそれぞれ十三万四千四百円または六万七千二百円とすることとしたしております。

第三に、外国政府職員等の期間の組合員期間への通算につきまして、恩給における措置に準じ、昭和二十年八月八日まで外国政府職員等として勤務していた者に限ることとされておりますが、昭和二十年八月八日以前に外国政府職員等を退職し、引き続き公務員となつて同日まで勤務していた者についても、その外国政府等に勤務していた期間を組合員期間に通算することとしたしております。

第四に、日本赤十字社の救護員期間の組合員期間への通算につきまして、恩給における措置に準じ、その救護員となる前に普通恩給の最短恩給年限に達しないこと等の制限が付されておりますが、その制限措置を廃止することとしたしております。

第五に、琉球諸島民政府職員として在職した雇用人相当の者につきまして、その雇用人相当の者として在職した期間等を旧国家公務員共済組合法の組合員として在職した期間とみなし、かつ、同法の長期給付に関する部分の規定を適用したならば年金を受ける権利を有することとなる者には、沖繩復帰の日の属する月分以後、年金を支給することとする等恩給における措置に準じ、所要の措置を講ずることとしたしております。

このほか、増加恩給の額が引き上げられること等に伴ひまして、公務による廃疾年金及び公務傷病による死亡者にかかる遺族年金の最低保障額を引き上げることとする等所要の措置を講ずることとしたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○齋藤委員長 佐藤運輸政務次官。
○佐藤(孝)政府委員 たいま議題となりました昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、旧国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法に基づいて公共企業体共済組合が支給しております既裁定の年金につきまして、このたび別途国会に提案されました恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じて、その額を改定する等所要の改正を行なうとするものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、年金額の改定内容であります。公共企業体の共済組合が支給しております既裁定年金の額につきましては、昭和四十六年十月に実施しました年金改定の基礎となつた俸給を一〇・一%増額すること等により、昭和四十七年十月分以後、増額することとしたしております。

また、年金の最低保障額も引き上げることとしておりますが、これは旧国家公務員共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を、退職年金及び廃疾年金につきましては現行年額九万六千円を十一万四五百円に、遺族年金につきましては現行年額四万八千円を五万五千二百円にそれぞれ引き上げることとしており、さらに老齢者にかかる退職年金及び廃疾年金の最低保障額を、現行年額十二万二千円を十三万四千四百円に、老齢者並びに妻、その子及び孫にかかる遺族年金の最低保障額を、現行年額六万七千二百円にそれぞれ引き上げるとともに、これら老齢者の範囲が現在七十歳以上とされているのを六十五歳以上に拡大することとしております。

このほか、旧国家公務員共済組合法の規定による障害年金、殉職年金及び障害遺族年金の最低保障額につきましても引き上げることとしております。

次に、公共企業体職員等共済組合法の一部改正につきましては、恩給制度の改正措置に準じて、外国政府等職員の在職期間の組合員期間への通算条件の緩和、日本赤十字社の救護員期間の組合員期間への通算制限の廃止等所要の改正措置を講ずることとしたしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

す。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきまますようお願い申し上げます。

○齋藤委員長 これにて両案に対する提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ります。

次回は、明三十一日水曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十六分散会

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正)

第一条 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第一条の四の次に次の一条を加える。
(昭和四十七年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の五 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十七年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の六の仮定俸給(第一条の三第三項の規定若しくは前条第四項において準用する第二条第六項の規定により第一条の三第二項各号に掲げる金額若しくは従前の年金額をもつて改定年金額とした年金又は前条第三項において読み替えられた同条第二項の規定の適用を受けた年金)については、それぞれ同項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給又は同条第三項において

読み替えられた同条第二項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつて別表第一の七の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十七年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。ただし、旧法の規定による退職年金又は遺族年金に相当する年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間を満たさない場合は、この限りでない。

1 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金十一万四四百円

2 旧法の規定による遺族年金に相当する年金五万五千二百円

3 次の各号に掲げる年金のうち六十五歳以上の者又は第二号に掲げる年金を受ける六十五歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについては、前項の規定にかかわらず、第一項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十七年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段及び前項ただし書の規定を準用する。

1 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 十三万四千四百円

2 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 六万七千二百円

4 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が六十五歳に達したとき(同項第二号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定に準じてその額を改定する。

5 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第二条の四の次に次の一条を加える。

(昭和四十七年度における特別措置法による公務務病年金等の額の改定)

第一条の五 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十七年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の六の仮定俸給(同条第五項の規定若しくは同条第六項において準用する第一条第六項の規定により前条第五項において読み替えられた同条第四項各号に掲げる金額若しくは従前の年金額をもつて改定年金額とした年金又は同条第三項において読み替えられた同条第二項の規定の適用を受けた年金)については、それぞれ同項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給又は同条第三項において読み替えられた同条第二項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつて別表第一の七の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の七」と読み替へるものとする。

2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十七年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

1 障害年金 別表第四の七に定める障害の等級に該当する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、三万六千円を加えた額)

2 殉職年金 二十一万七千六百円

3 障害遺族年金 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受けて改定された前項第二号又は第三号又は第三号に掲げる年金の額が、同項第二号中「二十一万七千六百円」とあるのは、「二十四万円」と読み替へた場合における同項第二号又は第三号に掲げる額に満たないときは、昭和四十八年一月分以後、その額を

その読み替えられた同項第二号又は第三号に掲げる額に改定する。

その読み替えられた同項第二号又は第三号に掲げる額に改定する。

4 第一条第六項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、第二条の二第三項及び第四項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「一万二千元」とあるのは、「二万四千元」と読み替へるものとする。

第三条の四の次に次の一条を加える。
(昭和四十七年度における旧法による年金の額の改定)

第三条の五 第一条の五の規定は、前条第二項の規定の適用を受ける年金(第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る)の額の改定について、第二条の五の規定は、前条第二項の規定の適用を受ける年金(第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

第四条第一項中「及び第五条」を、「第五条及び第五条の五」に改め、同条第五項中「以下この項及び第五条第三項」を、「第五条第三項及び第五条の五第三項」に改め、「第五条第三項」の下に「及び第五条の五第三項」を加える。

第四条の四の次に次の一条を加える。
(昭和四十七年度における昭和三十五年三月以前の新法による年金の額の改定)

第四条の五 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十七年十月分以後、その額を、同項の規定により読み替えられた第四条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額に「一・一〇」を乗じて得た額をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第一条の五第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第二項

2 第一条の五第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第二項

ただし書（同条第三項ただし書において準用する場合を含む。）中「最短期年金年限」とあるのは、「最短期年金年限（組合員である間に死亡したことにより給付事由が生じた遺族年金については、十年）」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定は、前条第五項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

（昭和四十七年度における昭和四十五年三月以前の新たな法による年金等の額の改定）

第五条の五 昭和三十五年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員（第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金（以下この条において「昭和四十五年三月三十一日以前の年金」という。）で、昭和四十七年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる額のうちいずれか多い額に改定する。

一 前条第二項後段において準用する第四条の四第二項後段の規定により読み替えられた第五条第一項に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額に 1.10 を乗じて得た額をそれぞれ第五条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額

二 その新法の退職をした日における昭和四十五年三月三十一日以前の年金の額（その年金の額について年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるものの適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法

俸給の年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額に別表第五の上欄に掲げる新法の退職をした時期の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額をそれぞれ第五条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額

2 第四条の五第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和三十五年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に新法の退職をした者等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十七年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。

4 昭和四十五年四月一日以後に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十七年九月三十日において現に支給されているものについては、第四条の五第二項において準用する第一条の五第二項から第四項までの規定に準じて年金の額を改定する。

5 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

6 施行法等五十一条の五第一項に規定する者に係る同項に規定する沖繩の共済法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十七年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第六条第一号中「第三条の四」を「第三条の五」に改める。

第七条中「第五条の四」を「第五条の五」に改める。

別表第一の六の次に次の一表を加える。

別表第一の七

別表第一の六の仮定俸給	仮定俸給
一四、九八〇円	一六、四九〇円
一五、三九〇	一六、九四〇
一五、七五〇	一七、三四〇
一六、二六〇	一七、九〇〇
一六、五七〇	一八、二四〇
一七、一四〇	一八、八七〇
一七、九八〇	一九、八〇〇
一八、八五〇	二〇、七五〇
一九、七〇〇	二一、六九〇
二〇、五八〇	二二、六六〇
二一、四四〇	二三、六一〇
二二、三三〇	二四、五九〇
二二、八八〇	二五、一九〇
二三、四三〇	二五、八〇〇
二四、〇八〇	二六、五一〇
二四、九八〇	二七、五〇〇
二五、七七〇	二八、三七〇
二六、五〇〇	二九、一八〇
二七、三八〇	三〇、一五〇
二八、二八〇	三一、一四〇
二九、二六〇	三二、二二〇
三〇、二四〇	三三、二九〇
三一、四八〇	三四、六六〇
三二、二四〇	三五、五〇〇
三三、二五〇	三六、六一〇
三四、二二〇	三七、六八〇
三五、一八〇	三九、八三〇
三六、一八〇	四〇、三八〇
三八、一八〇	四二、〇四〇
四〇、一六〇	四四、二二〇
四二、三六〇	四六、六四〇
四三、四七〇	四七、八六〇
四四、五三〇	四九、〇三〇
四六、〇七〇	五〇、七二〇
四六、九六〇	五一、七〇〇
四九、五七〇	五四、五八〇
五〇、八六〇	五六、〇〇〇

五二、二〇〇	五七、四七〇
五四、八一〇	六〇、三五〇
五七、四三〇	六三、二三〇
五八、一一〇	六三、九九〇
六〇、二八〇	六六、三七〇
六三、三六〇	六九、七六〇
六六、四二〇	七三、一三〇
六八、二九〇	七五、一九〇
七〇、一三〇	七七、二一〇
七三、八六〇	八一、三二〇
七七、五八〇	八五、四二〇
七八、三三〇	八六、二四〇
八一、二九〇	八九、五〇〇
八五、〇三〇	九三、六二〇
八八、七六〇	九七、七二〇
九二、四六〇	一〇一、八〇〇
九四、七九〇	一〇四、三六〇
九七、二九〇	一〇七、一一〇
一〇二、〇九〇	一一二、四〇〇
一〇六、九四〇	一一七、七四〇
一〇九、三八〇	一二〇、四三〇
一一一、七五〇	一二三、〇四〇
一一六、五七〇	一二八、三四〇
一一八、七七〇	一三〇、七七〇
一二一、三八〇	一三三、六四〇
一二六、一九〇	一三八、九四〇
一三一、四四〇	一四四、七二〇
一三四、一四〇	一四七、六九〇
一三六、七〇〇	一五〇、五一〇
一三九、三八〇	一五三、四六〇
一四一、九七〇	一五六、三一〇
一四七、二一〇	一六二、〇八〇
一五二、四五〇	一六七、八五〇
一五五、〇四〇	一七〇、七〇〇
一五七、七〇〇	一七三、六三〇

備考

年金額の算定の基礎となつて別表第一の六の仮定俸給の額が一四、九八〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に 1.10 を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これ

(琉球諸島民政府職員期間を有する者の長期給付の特例)

第十一條の二 琉球諸島民政府職員として在職した者(政令で定める者を除く。)については、その在職した期間(その在職した者が昭和二十一年一月二十九日前において元南西諸島官公署職員として在職していた者(政令で定める者を除く。))である場合には、その在職していた期間を含む。以下「琉球等在職期間」という。

2 前項の規定により共済組合法の規定を適用して支給する給付の額の計算の基礎となる俸給の額については、第四條の二第二項の規定の例に準じ、政令で定める。

3 第一項の規定による年金たる長期給付の額は、次の各号に掲げる年金に就き当該各号に掲げる金額とする。

一 退職年金 共済組合法の規定により算定した額から俸給日額の二・七百分(琉球等在職期間が二十年をこえる部分については、一・八百分)に琉球等在職期間を乗じて得た額を控除した金額

二 廃疾年金 共済組合法の規定により算定した額(琉球等在職期間が十年をこえるものにあつては、俸給日額の二・三五百分(琉球等在職期間が二十年をこえる部分については、一・八百分)に琉球等在職期間を乗じて得た額を控除した金額)

三 遺族年金 第一号の規定により算定した退職年金の額の二分の一に相当する金額

第四條の三第二項の規定は、前項各号の金額の計算について準用する。

第十四條の二に次の一項を加える。

2 第十一條の二第一項の規定により支給すべき共済組合の給付に要する費用は、政令で定めるところにより、国、地方公共団体その他の者が負担する。

附則

(施行期日等)

第一條 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

2 第四條の規定による改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(以下「改正後の特別措置法」という。)の規定及び附則第五條から第九條までの規定は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日(以下「沖繩復帰の日」という。)から適用する。(旧日本医療団職員期間等のある者に関する経過措置)

第二條 この法律の施行の際、現に国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「施行法」という。)第二條第一項第八号の普通恩給又は同号の恩給で恩給法(大正十二年法律第四十八号)第七十三條第一項の規定に係るもの(以下この項において「普通恩給等」という。)を受ける権利を有し、かつ、第二條の規定による改正前の施行法(以下この項において「改正前の施行法」という。)第九條第二号又は第三号の期間(同法第五十一條の二第四項第一号又は第二号の期間を含む。)で恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第 号)第二條の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第百五十五号。以下この項において「改正後の法律第百五十五号」という。)附則第四十一條及び第四十二條の規定の適用によりその全部又は一部が当該期間に該当しないこととなるものを有する更新組員(施行法第二條第一項第七号に規定する更新組員(同法第四十一條第一項第一号に掲げる者を含む。))をいう。以下この項において同じ。若しくは更新組員であった者(以下「更新組員

等」という。又はこれらの者の遺族のうち、昭和四十七年九月三十日において改正前の施行法第九條第二号又は第三号(これらの規定を同法第四十一條第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定に係る退職年金若しくは減額退職年金又は同法第二十九條(同法第四十一條第一項において準用する場合を含む。))の規定に係る遺族年金(同法第九條第二号又は第三号の規定に係るものに限る。))を受ける権利を有する者で政令で定めるものその他政令で定める者に係る普通恩給等及び長期給付については、これらの者が別段の申出をしな

いときは、改正後の法律第百五十五号附則第四十一條及び第四十二條の二並びに第二條の規定による改正後の施行法(以下「改正後の施行法」という。)の規定にかかわらず、恩給法等の一部を改正する法律第二條の規定による改正前の恩給法の一部を改正する法律附則第四十一條及び第四十二條の二並びに改正前の施行法の規定の例によるものとする。

2 前項の規定の適用に關し必要な事項及び同項に規定する者が同項の申出をした場合におけるその者に係る退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利についての措置その他長期給付に關する措置等に関し必要な事項は、政令で定める。

3 昭和四十七年十二月三十一日以前に給付事由(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第三條 改正後の施行法第三十三條及び別表の規定は、昭和四十七年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年十月分以後適用する。

2 昭和四十七年十二月三十一日以前に給付事由が生じた遺族年金(次項に規定する遺族年金を除く。))について改正後の施行法第三十三條の規定を適用する場合には、同年十月分から同年十二月分までの年金については、同条中「二十四万円」とあるのは、「二十一万七千六百七十一円」とする。

3 昭和四十七年十二月三十一日以前に給付事由

が生じた遺族年金で、その年金額の算定の基礎となつた国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。以下「新法」という。))第四十二條第二項に規定する俸給年額が二十八万三千三百円に満たないものについて改正後の施行法第三十三條の規定を適用する場合には、同条中「二十四万円」とあるのは、同年十月分から同年十二月分までの年金については、「二十一万七千六百七十一円に、その年金額の算定の基礎となつた俸給年額の二十八万三千三百円に対する割合を乗じて得た額」と、昭和四十八年一月分以後の年金については、「二十四万円に、その年金額の算定の基礎となつた俸給年額の二十八万三千三百円に対する割合を乗じて得た額」とする。

(長期に在職者の退職年金等の額の最低保障)

第四條 組員又は更新組員等がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者又はその遺族に係る次の各号に掲げる年金の額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。ただし、これらの年金のうち退職年金及び遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組員期間のうち実在職した期間が当該退職年金を受ける最短期間(組員でもある間に死亡したことにより給付事由が生じた遺族年金については、十年)に満たない場合は、この限りでない。

一 新法の規定による退職年金又は廃疾年金(施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。次項において同じ。)) 五万五千二百円

二 新法の規定による遺族年金(施行法の規定により遺族年金とみなされる年金を含む。次項において同じ。)) 五万五千二百円

が当該各号に掲げる額に満たないときは、前項の規定にかかわらず、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

一 新法の規定による退職年金又は廃疾年金 十三万四千四百円
二 新法の規定による遺族年金 六万七千二百円

3 前項の場合において、同項第一号に掲げる年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

4 第二項各号に掲げる年金で施行日以後に給付事由が生じたものを受ける者が六十五歳に達した場合（同項第二号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達した場合を除く。）において、これらの年金の額が当該各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一項ただし書及び前項の規定を準用する。

（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第五条 第四条の規定による改正前の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（以下「改正前の特別措置法」という。）第四条の二の規定の適用を受ける年金たる長期給付については、沖繩復帰の日の属する月分以後、その額を、改正後の特別措置法の規定及び年金の額の改定に関する法令の規定を適用とした場合における年金たる長期給付の額の計算の基礎となるべき仮定俸給の額を退職又は死亡当時の俸給の額とみなし、これらの法令の規定により算定した額（その額が、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律第三条の四において準用する第一条の四第二項の規定により年金額の算定の基礎となつてゐる俸給とみなされた同法別表第一の六の仮定俸給の三段階上位の仮定俸給

を俸給とみなし、これらの法令の規定により算定した額より少ないときは、当該算定した額）に改定する。

第六条 改正後の特別措置法第十一条の二第一項の規定の適用により新たに年金たる長期給付を受ける権利を有することとなる者には、沖繩復帰の日の属する月分以後、その年金たる長期給付を支給する。

2 改正後の特別措置法第十一条の二第一項の規定の適用により新たに支給されることとなる年金たる長期給付で、政令で定める琉球諸島民族政府職員の退職又は死亡に基づくものの額の計算の基礎となる俸給の額は、同条第二項の規定に基づく年金たる長期給付の額の計算の基礎となる俸給の額が、当該退職又は死亡の日から沖繩復帰の日の前日まで改正前の特別措置法の規定によりその年金たる長期給付を支給されていゝたとして場合に前条の規定により沖繩復帰の日において受けることとなる年金たる長期給付の額の計算の基礎となるべき俸給の額より少ないときは、その俸給の額とする。

3 改正後の特別措置法第十一条の二の規定の適用により、新たに長期給付の基礎となるべき組合員期間に算入されるべき期間を有することとなる者に係る年金たる長期給付については、沖繩復帰の日の属する月分以後、その額を、同条の規定を適用して算定した額に改定する。

4 第二項の規定は、前項の規定によりその年金の額が改定されることとなる年金たる長期給付で、第二項に規定する琉球諸島政府職員の退職又は死亡に基づくものの額の計算の基礎となる俸給の額の計算について準用する。

5 改正後の特別措置法第十一条の二第一項に規定する琉球諸島政府職員として在職した者で、同項に規定する共済組合法（以下「共済組合法」という。）に基づく退職年金又は廃疾年金を受けた同項に規定する琉球等在職期間（以下「琉球等在職期間」という。）を有するものに改正後の特別措置法に基づく退職年金又は廃疾年金を支給するときは、その受けたこれらの給付の

額（次項において「退職年金等受給額」という。）に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

6 前項に規定する者が死亡したことにより改正後の特別措置法に基づく遺族年金を支給するときは、退職年金等受給額（同項の規定により既に控除された額があるときは、その額を控除した額）の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

7 改正後の特別措置法第十一条の二第一項に規定する琉球諸島政府職員として在職した者又はその遺族については、これらの者が、施行日から起算して六月以内に、同項に規定する政令で定める共済組合（次条第一項において「組合」という。）に対して、同法第十一条の二の規定の適用を受けることを希望しない旨の申出をしたときは、同条の規定は、適用しない。

7条 改正後の特別措置法第六條の二の規定の適用により年金たる長期給付を受けている者は、施行日から起算して六月以内に、組合に対して、琉球諸島政府職員を退職したものとみなされた日以後の琉球等在職期間の通算を希望する旨を申し出ることができる。

2 改正後の特別措置法第六條の二第二項の規定は、前項の規定による申出をした者については、適用がなかつたものとみなす。

3 第一項の規定による申出をした者については、沖繩復帰の日の属する月分以後、その年金たる長期給付の額を、改正後の特別措置法の規定を適用して算定した年金の額に改定する。

4 前条第五項又は第六項の規定は、第一項の規定による申出をした者で共済組合法に基づく退職年金若しくは廃疾年金を受けた琉球等在職期間を有するもの又はその遺族に改正後の特別措置法に基づく退職年金若しくは廃疾年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。

5 前条第二項の規定は、第三項の規定によりその額が改定されることとなる年金たる長期給付

の額の計算の基礎となる俸給の計算について準用する。この場合において、同条第二項中「同条第二項」とあるのは、「同法第四条の二第二項」と読み替へるものとする。

第八条 改正後の特別措置法第四条の二及び第十条の二並びに前三条の規定は、公務員退職年金法（千九百六十五年立法第九号）又は施行法第五十一条の四第二号に規定する沖繩の共済法に係る年金たる長期給付を受ける権利を有する者については、適用しない。

第九条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、改正後の特別措置法の規定（共済組合法の適用に係る部分の規定に限る。）の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（義務教育費国庫負担法の一部改正）
第十条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 国は、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第十六号）第十四条の二第二項の規定により都道府県が負担する公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員についての経費を第二条の規定の例により負担するものとする。

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）
第十一条 公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 国は、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第十六号）第十四条の二第二項の規定により都道府県が負担する公立の養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる教職員についての経費を第五条の規定の例により負担するものとする。

（義務教育費国庫負担法の一部改正に伴う経過

（過措置）
第十二条 前二条の規定による改正後の義務教育費国庫負担法附則第三項又は公立養護学校整備特別措置法附則第七項の規定は、沖繩復帰の日以後に生ずべきこれらの規定に規定する経費について適用する。

理由

国家公務員共済組合等からの年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、外国政府職員等の期間の組合員期間への通算条件の緩和、公務による廃疾年金等の最低保障額の引上げ等の措置を講ずるとともに、琉球諸島政府職員に係る年金につき所要の改善を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第一条の四の次に次の一条を加える。
（昭和四十七年度における旧法による退職年金等の額の改定）
第一条の五 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十七年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の

六の仮定俸給（同条第七項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定した年金又は前条第二項の規定の適用があつた後第一条の三第三項の規定により改定された年金）については、前条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給に、対応する別表第一の七の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定した額に改正する。

2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、次項の規定の適用がある場合を除き、昭和四十七年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合において、第一条の二第二項ただし書の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 十一万四千四百円

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 五万五千二百円

3 次の各号に掲げる年金のうち六十五歳以上の者又は第二条に掲げる年金を受ける六十五歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについては、第一項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十七年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合において、第一条第四項後段及び第一条の二第二項ただし書の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 十三万四千四百円

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 六万七千二百円

4 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が六十五歳に達したとき（前項第二号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く）は、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定に準じてその額を改定する。

5 第一条第六項の規定は、第一項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。
第二条の四の次に次の一条を加える。
（昭和四十七年度における旧法による障害年金等の額の改定）
第二条の五 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十七年十月以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の六の仮定俸給（同条第五項の規定により改定された年金又は同条第六項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定した年金）とみなし、第二項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の七」と読み替へるものとする。

2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十七年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金別表第四の七に定める障害の等級に該当する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、三万六千円を加えた額）

二 殉職年金 二十一万七千六百円

三 障害遺族年金 前号に掲げる額の十分の七に相当する金額

3 前項第二号及び第三号に掲げる年金については、前二項の規定により改定された額が、前項第二号中「二十一万七千六百円」とあるのを「二十四万円」と読み替へた場合における同号又は同項第三号に掲げる額に満たないときは、昭和四十八年一月分以後、その額をその読み替へられた当該各号に掲げる額に改定する。

4 第一条第六項の規定は第一項の規定により年金の額を改定する場合について、第二条の二第三項の規定は第二項の規定により年金の額を

改定する場合について、同条第四項の規定は前二項の規定により殉職年金の額を改定する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「一万二千円」とあるのは、「二万四千円」と読み替へるものとする。
第三条の四の次に次の一条を加える。
（昭和四十七年度における旧法による退職年金等の額の改定）

第三条の五 昭和三十五年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和四十七年十月分以後、その額を、前条第二項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつて別表第一の七の仮定俸給（同条第三項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定した年金）とみなし、前条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき俸給年額。次項第一号において同じ。）に「一・一〇」を乗じて得た額（その額に「円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和三十五年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和四十七年十月分以後、その額を次の各号に掲げる額のうちいずれか多い額に改定する。

一 前条第二項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつて別表第一の七の仮定俸給年額に「一・一〇」を乗じて得た額（その額に「円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額

二 当該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項に規定する俸給年額に別表第五の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に「円未満

の端数があるときは、これを切り捨てて得た額を同項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額

3 第一条第六項の規定は、第一項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

第五条第一項中「第二条の四」を「第一条の五」に改め、同条第二項中「第三条の四」を「第三条の五」に改める。

別表第一の六の次に次の一表を加える。

別表第一の七

別表第一の六の仮定俸給

一四、九八〇円	仮定俸給	一六、四九〇円
一五、三九〇		一六、九四〇
一五、七五〇		一七、三四〇
一六、二六〇		一七、九〇〇
一六、五七〇		一八、二四〇
一七、一四〇		一八、八七〇
一七、九八〇		一九、八〇〇
一八、八五〇		二〇、七五〇
一九、七〇〇		二一、六九〇
二〇、五八〇		二二、六六〇
二一、四四〇		二三、六一〇
二二、三三〇		二四、五九〇
二二、八八〇		二五、一九〇
二三、四三〇		二六、八〇〇
二四、〇八〇		二七、五一〇
二四、九八〇		二七、五〇〇
二五、七七〇		二八、三七〇
二六、五〇〇		二九、一八〇
二七、三八〇		三一、一五〇
二八、二八〇		三一、一四〇
二九、二六〇		三二、二二〇
三〇、二四〇		三三、二九〇
三一、四八〇		三四、六六〇
三二、二四〇		三六、五〇〇
三三、二五〇		三六、六一〇
三四、二二〇		三七、六八〇
三六、一八〇		三九、八三〇
三六、六八〇		四〇、三八〇

三八、一八〇	四二、〇四〇
四〇、一六〇	四四、二二〇
四二、三六〇	四六、六四〇
四三、四七〇	四七、八六〇
四四、五三〇	四九、〇三〇
四六、〇七〇	五〇、七二〇
四六、九六〇	五一、七〇〇
四九、五七〇	五四、五八〇
五〇、八六〇	五六、〇〇〇
五二、二〇〇	五七、四七〇
五四、八一〇	六〇、三五〇
五七、四三〇	六三、二三〇
五八、一一〇	六三、九九〇
六〇、二八〇	六六、三七〇
六三、三六〇	六九、七六〇
六六、四二〇	七三、一三〇
六八、二九〇	七五、一九〇
七〇、一三〇	七七、二二〇
七三、八六〇	八一、三二〇
七七、五八〇	八五、四二〇
七八、三三〇	八六、二四〇
八一、二九〇	八九、五〇〇
八五、〇三〇	九三、六二〇
八八、七六〇	九七、七二〇
九二、四六〇	〇一、八〇〇
九四、七九〇	〇四、三六〇
九七、二九〇	〇七、一一〇
〇二、〇九〇	一一、四〇〇
〇六、九四〇	一七、七四〇
〇九、三八〇	二〇、四三〇
一一、七五〇	二二、〇四〇
一一、七五〇	二二、〇四〇
一六、五七〇	二八、三四〇
一八、七七〇	三〇、七七〇
二一、三八〇	三三、六四〇
二六、一九〇	三八、九四〇
三一、四四〇	四四、七二〇
三一、四四〇	四四、七二〇
三六、六一〇	四七、六九〇
三六、六一〇	四七、六九〇
三九、八三〇	五一、五一〇
三九、八三〇	五一、五一〇
四〇、三八〇	五三、四六〇
四〇、三八〇	五三、四六〇
四一、九七〇	五六、三一〇
四一、九七〇	五六、三一〇

備考
年金額の算定の基礎となつて別表第一の六の仮定俸給の額が一四、九八〇円に満たないときは、その仮定俸給の額が一四、九八〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一・一〇一を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の六の次に次の一表を加える。

別表第三の七

別表第一の七の下欄に掲げる
仮定俸給

一〇一、八〇〇円以上のもの	率	一三三・〇割
九三、六二〇円をこえ		一三三・八割
八八、二四〇円をこえ		二四・五割
八六、二四〇円をこえ		二四・八割
八二、四六〇円をこえ		二五・〇割
七七、五八〇円をこえ		二五・五割
七三、八六〇円をこえ		二六・一割
六八、二九〇円をこえ		二六・九割
六三、三六〇円をこえ		二七・四割
五八、四二〇円をこえ		二七・八割
五三、四九〇円をこえ		二九・〇割
四八、五五〇円をこえ		二九・三割
四三、六一〇円をこえ		二九・八割
三八、六七〇円をこえ		三〇・二割
三三、七三〇円をこえ		
二八、七八〇円をこえ		
二三、八四〇円をこえ		
一八、九〇〇円をこえ		
一四、〇六〇円をこえ		
九、二二〇円をこえ		
四、三八〇円をこえ		
一、五四〇円をこえ		
一、五〇〇円以下のもの		
一、四〇〇円以下のもの		
一、三〇〇円以下のもの		
一、二〇〇円以下のもの		
一、一〇〇円以下のもの		
一、〇〇〇円以下のもの		

別表第四の六の次に次の二表を加える。

別表第四の七

障害の等級	年	金額
一級	一、〇四〇、〇〇〇円	三〇・九割
二級	八四二、〇〇〇円	三一・九割
三級	六七六、〇〇〇円	三二・七割
四級	五一〇、〇〇〇円	三三・〇割
五級	三九五、〇〇〇円	三三・四割
六級	三〇二、〇〇〇円	三四・五割

備考
別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二「中一九〇、〇〇〇円」とあるのは「五一〇、〇〇〇円」と、「二二二、〇〇〇円」とあるのは「五九三、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第五

退職の時期の区分	率
昭和三十五年四月一日から	二・〇三七
昭和三十六年三月三十一日まで	一・八九七
昭和三十七年三月三十一日まで	一・七五六
昭和三十八年四月一日から	一・六四〇
昭和三十九年三月三十一日まで	一・五二八

昭和四十四年四月一日から
昭和四十一年三月三十一日まで 一・四二七
昭和四十二年四月一日から
昭和四十一年三月三十一日まで 一・三五〇
昭和四十二年四月一日から
昭和四十一年三月三十一日まで 一・二七一
昭和四十二年四月一日から
昭和四十一年三月三十一日まで 一・一九三
昭和四十四年四月一日から
昭和四十五年三月三十一日まで 一・一〇一

第二条 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条を第四条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(昭和四十七年度における法附則第二十六條の五の規定による年金の額の改定)

第四条 法附則第二十六條の五の規定により共済組合が支給する長期給付については、昭和四十七年十月分以後、その額を、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第四百四号)第五条の五第一項から第五項までの規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第五条第一項中「の規定」を「及び第四条の規定」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第三条 公共企業体職員等共済組合法昭和三十一年法律第四百三十四号の一部を次のように改正する。

附則第四条の次に次の一条を加える。

(恩給に関する法令の改正により新たに普通恩給等の受給権を有すべきこととなる者の取扱

い)
第四条の二 恩給に関する法令の改正により、更新組合員若しくは更新組合員であつた者又はこれらの者の遺族が新たに普通恩給である軍人恩給以外の普通恩給又はこれに係る扶助料を受ける権利を有することとなる場合には、当該更新

組合員又は更新組合員であつた者は施行日の前日において当該普通恩給を受ける権利を有していたものとみなして、当該普通恩給又は扶助料を受ける権利について前条第三項本文の規定を適用する。

附則第十七条の二中「第四条第四項」の下に、「第四条の二」を加える。

附則第二十六條第一項中「第十八条まで及び附則」を「第十七条まで、第十八条及び」に改める。

附則第二十六條の六の次に次の一条を加える。

第二十六條の六の二 恩給に関する法令の改正により、復帰更新組合員若しくは復帰更新組合員であつた者又はこれらの者の遺族が新たに普通恩給又はこれに係る扶助料を受ける権利を有することとなつたときは、当該復帰更新組合員であつた者は特別措置法の施行日の前日において当該普通恩給を受ける権利を有していたものとみなして、当該普通恩給又はこれに係る扶助料を受ける権利について前条第二項本文の規定を適用する。

附則第二十七條の次に次の一条を加える。

(恩給に関する法令が改正された場合における軍人普通恩給等の取扱)

第二十七條の二 恩給に関する法令の改正により、更新組合員等(更新組合員、転入組合員及び更新組合員又は転入組合員であつた者で再びもとの組合の組合員となつたものをいう。以下同じ)又は更新組合員等であつた者に係る組合員期間から除算すべき恩給公務員期間が生ずることとなる場合において、当該更新組合員等若しくは更新組合員等であつた者又はこれらの者の遺族が、当該改正後の恩給に関する法令の規定が適用される日から起算して九十日以内

第四条 公共企業体職員等共済組合法の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項第一号ただし書中「第十項」の下に並びに第十一項において準用する第五項を加え、同号ニからヘまでを削り、同項第五号中「昭和二十年八月八日に在職していた者(同日)を」を「在職していた者でその後引き続き職員となつたもの(昭和二十年八月八日」

に、「を含む」でその後引き続き職員となり」を「を含む」で、その帰国後引き続き職員となつたもの)で、かつ」に、「昭和二十年八月と八日まで」を「職員となつた日の前日まで」に、「同年九月」を「昭和二十年九月」に改める。

附則第六條第六項中「七十歳以上」を「六十歳以上」に改め、同条第七項中「第十條の二第一項」の下に「又は第十條の三第一項」を加える。

附則第十一條第一項第七号中「未帰還者期間を含む」の下に「及び当該外国政府又は法人の職員として在職した後引き続き職員となり同日に職員として在職したことの当該外国政府又は法人の職員として在職したことの当該外国政府又は法人の職員として在職していたことのある者については、その在職期間を含む」を加える。

附則第十四條の二第一項中「七十歳以上」を「六十五歳以上」に改める。

附則

(施行期日等)
1 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和四十二年

度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第 号)の施行の日から施行し、第三条の規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日(同条中公共企業体

職員等共済組合法附則第二十六條の六の二を加える改正規定については、公布の日が琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日(以下「沖縄復帰の日」という)より前であるときは、沖縄復帰の日から施行する。

2 第四条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法附則第六條第七項の規定は、沖縄復帰の日から適用する。

3 第三条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法附則第二十七條の二の規定は、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第九十九号)及び恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の施行により組合員期間から除算すべき恩給公務員期間が生じた場合についても適用があるものとする。この場合において、同条の規定による裁定庁への申出は、第三条の規定の施行の日から起算して九十日以内に行なうものとする。

4 前項の規定による申出をした者は、同項の恩給に関する法令の改正により支給を受けた新たな恩給の額又は増額された恩給の額を、政令で定めるところにより、国に返還しなければなら

ない。

理由

公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額を恩給法等の改正の内容に準じて改定するとともに、外国政府等の職員であつた期間を組合員期間に通算する条件を緩和する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十七年六月九日印刷

昭和四十七年六月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局